


今後の生駒市立小・中学校のあり方について
(案)



令和元年12月
生駒市学校教育のあり方検討委員会

答申にあたって

生駒市では、平成 28 年 6 月に市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱である「生駒市教育大綱」を、また、毎年度同大綱に示した基本理念及び基本方針の実現のため、具体的事業を示したアクションプランを策定し、中長期的な視点を踏まえつつ、生駒市第 6 次総合計画との整合性を図りながら、教育行政を進めている。

生駒市は、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて、人口が急増し、児童生徒数の増加に伴い、小・中学校の分離・開校が行われた。

昭和 62 年度には、児童数が 8,679 人、生徒数が 5,112 人と児童生徒数が 13,000 人を超えたが、その後児童生徒数は減少に転じ、令和元年度の児童生徒数は、ピーク時の約 73% の 10,125 人となっている。今後も減少傾向は続き、「国立社会保障・人口問題研究所」の推計値を基に推計すると、令和 22 年（2040 年）には、児童生徒数は 7,375 人となり、ピーク時の約 53% にまで減少する見込みとなっている。現状においても、一部地域では、児童生徒数の減少により、小規模校が存在しており、今後においてもその状態が続くことより、部活動や学年運営の面において、学校運営への支障が懸念されるところである。

一方、児童生徒数の急増期に建設した多くの学校施設は、建築後相当年数が経過し、経年劣化による老朽化の進行により、施設の改修もしくは更新が必要となっているが、改修費用の確保などの課題もある。このような状況の中、平成 29 年度には市で初めての小中一貫校である生駒北小中学校が新校舎で授業を開始するなど、新たな取組も進めているところである。

生駒市教育委員会では、少子化に伴う児童生徒数の減少や学校施設の老朽化、小中一貫教育の推進など今後の学校教育のあり方を検討するため、諮問事項 4 として「生駒北小中学校での小中一貫教育の検証及び市の小中一貫教育の方向性並びに今後の児童・生徒数を踏まえた通学区域・学校規模の適正化について」、新たに設置した「生駒市学校教育のあり方検討委員会」に諮問した。

諮問を受け、本検討委員会において慎重に調査審議を行った結果、今回、小中一貫教育の方向性、今後の生駒市立小・中学校の学校規模適正化の方向性について答申を行うものである。

今回の答申では、学校の統合に触れており、児童生徒はもとより、地域住民や保護者との協議、理解が欠かせないものとなっている。市教育委員会におかれては、今回の答申があくまでも子どもたちの教育の充実につながるものであることを市民に十分説明した上で、取組を進めていただくことを期待する。

令和元年●月

生駒市学校教育のあり方検討委員会
委員長 前田 康二

目 次

第1編 生駒市における小中一貫教育の方向性

背景	1
1 小中一貫教育の成果と課題	2
(1)成果	
(2)課題	
2 小中一貫教育の推進	4
(1)小中一貫教育の意義	
(2)小中一貫教育の形態	
(3)併設型小学校・中学校による小中一貫教育	
(4)本市における小中一貫教育の推進形態	
3 小中一貫教育の内容	7
(1)義務教育9年間の教育課程の編成	
(2)発達段階に応じた指導の展開	
(3)グローバル時代に対応する英語教育の推進	
(4)問題解決に向けた主体的・対話的で深い学びの充実	
(5)学校施設を有効活用した教育の充実	
(6)地域に根ざした教育活動の展開	
4 小中一貫教育を支えるもの	10
(1)学校運営	
(2)家庭・地域社会との連携	
5 今後の方向性	11

第2編 生駒市立小・中学校の学校規模適正化に関する方向性

第1章 生駒市立小・中学校の現状と課題

1 小・中学校を取り巻く現状	12
(1)児童生徒数の推計	
(2)中学校区別の児童生徒数推計	
(3)学校規模の現状	
2 市民等へのアンケート調査結果の概要	18
(1)公共施設に関するアンケート調査結果（A調査）	
(2)「小規模校に対する考え方」教職員アンケート調査結果（B調査）	
(3)調査結果【抜粋】（詳細は学校規模適正化部会第8回資料3・資料4参照）	

第2章	学校規模適正化等についての基本的な考え方	
1	学校規模適正化を検討するに当たっての視点	21
2	小規模校、大規模校のメリット・デメリット	21
3	生駒市における「望ましい学校規模の基準」とその考え方	22
	(1)望ましい学校規模（学級数）	
	(2)望ましい学校規模（学級数）基準の考え方等	
	(3)1学級当たりの児童生徒数	
	(4)望ましい学校規模（学級数）による分類	
4	生駒市における「望ましい学校配置の基準」とその考え方	25
	(1)望ましい学校配置（通学距離）	
	(2)望ましい学校配置（通学距離）基準の考え方等	
第3章	「生駒市における小中一貫教育の方向性」における小中一貫教育の推進	
1	「生駒市における小中一貫教育の方向性」での小中一貫教育の形態	26
第4章	今後の生駒市立小・中学校の学校規模適正化の方向性	
1	学校規模適正化等を検討に当たっての前提条件・具体的な検討方法	27
	(1)前提条件	
	(2)具体的な検討方法	
2	各市立小・中学校の学校規模適正化の方向性	28
	(1)各中学校区における学校規模適正化の方向性（生駒南中学校区、大瀬中学校区を除く）	
	(2)生駒南中学校区及び大瀬中学校区における学校規模適正化の方向性	
3	今後の学校規模適正化の検討に当たっての進め方について	30
	【資料編】	32

第1編 生駒市における小中一貫教育の方向性

背景

国の教育再生実行会議は、平成26年7月の「今後の学制等の在り方について（第五次提言）」の中で小中一貫教育についての提言を行い、これを受けて平成26年12月には、中央教育審議会から義務教育9年間の教育課程を一体化した「小中一貫教育学校」の創設等、小中一貫教育の制度化が答申された。

平成29年の学習指導要領の改訂では、社会に開かれた教育課程が求められるとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善をはじめ、道徳の教科化やプログラミング教育等、新たな教育活動が示されている。このような教育内容や学習内容の量的・質的な充実に対応するために、小・中学校の教員が連携して、小学校高学年における教科の専門的な指導の充実や、児童生徒のつまずきやすい学習内容についての長期的な視点に立ったきめ細かな指導等、学習指導の工夫に取り組むことの重要性が増す中で、小中一貫教育の推進が求められている。

生駒市学校教育のあり方検討委員会では、平成28年度から小中一貫教育を実施している生駒北小中学校における成果と課題を検証し、生駒市における小中一貫教育の今後のあり方や小中一貫教育の内容について、生駒市教育大綱や生駒市学校教育の目標を踏まえながら議論を重ね、今般、審議のまとめとして「生駒市における小中一貫教育の方向性」を示す。

今後、この方向性について、教育関係者、市民、保護者の皆様をはじめとして、幅広く意見をいただきながら、新しい教育システムの実現に向けて、さらに検討を進めていただくことを期待している。

1 小中一貫教育の成果と課題

平成 28 年度から生駒北小中学校で実施している施設一体型小中一貫教育について、学校から提出された報告書の内容、全国及び奈良県学力・学習状況調査の結果等を踏まえて、その成果と課題を検証した内容は以下のとおりである。

(1)成果

- 乗り入れ指導の実施により、書写や図工といった専門性の必要な教科で児童の技能が高まっている。また、児童生徒が体験したり考えを深めたりする活動の機会が増えた。
- 中学 1 年生の教科担任制度にとまどう割合、上級生がどう思っているか気になる割合が、市全体より少なく「中 1 ギャップ」に効果があったと考えられる。(表 1 参照)
- 学校行事を合同で実施することで、子どもたちが幅広い人間関係を作ることができた。
- 全国学力・学習状況調査の結果等から小・中学校間の交流等を通じて、中学生に自己肯定感や自己有用感、規範意識が育ったと考えられる。(表 2 参照)
- 生徒指導における小・中学校間の状況把握が常に行われる状況が生まれ、日々連携がスムーズに行われるようになり、早期対応、予防措置につながった。

(2)課題

- 小・中体制のすべてをすり合わせる事が難しく、教職員の意思疎通を図る組織マネジメントを行う必要がある。
- 時間割において、乗り入れ指導や小・中共通の校時表で活動させる関係上、時間割の変更が制約が加わった。

表1 H30年度の中学1年生の奈良県学力・学習状況調査結果

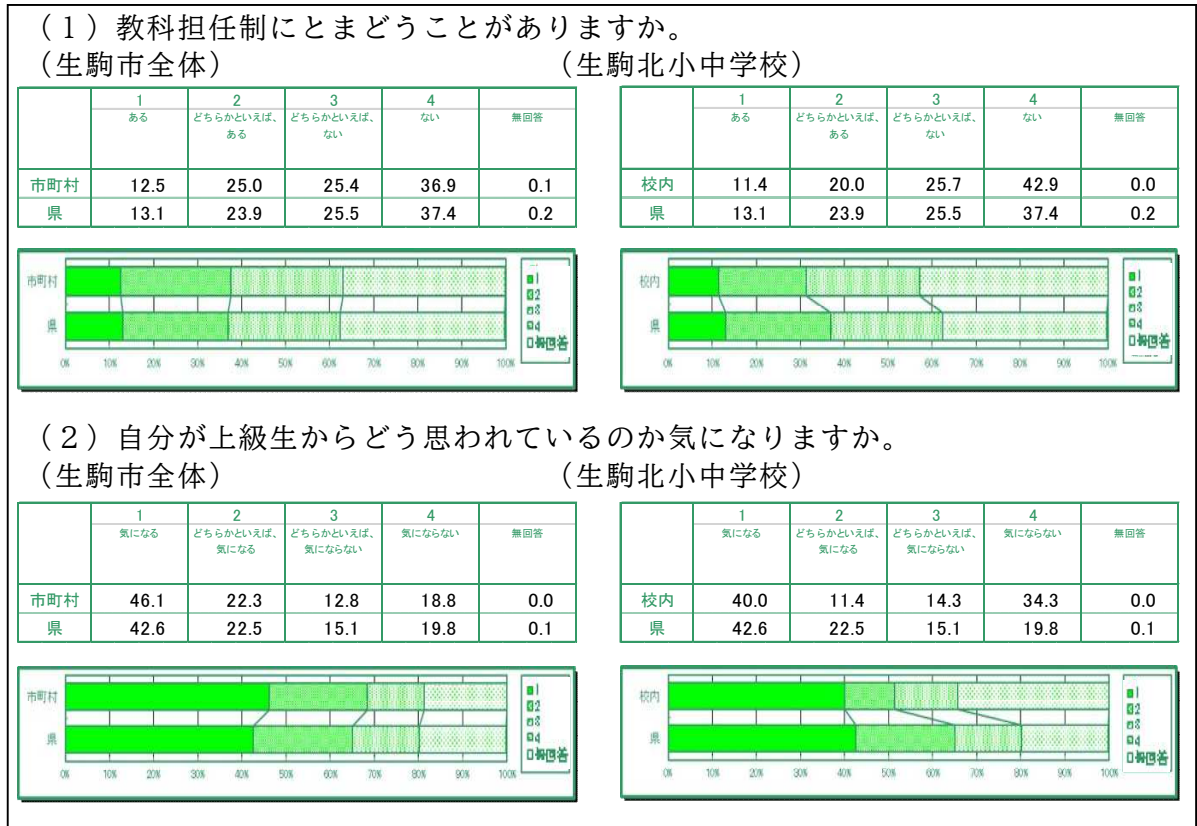


表2 H27年度の小学6年生とH30 中学3年生の
 全国学力・学習状況調査結果の比較 (経年推移)

○児童生徒質問紙の回答について

質問事項	市全体の推移	北小中の推移
自分には、よいところがあると思いますか。	- 3.8	32.6
将来の夢や目標を持っていますか。	- 16.1	5.4
学校のきまりを守っていますか。	2.0	20.3
いじめは、どんな理由があってもいけないことだ と思いますか。	- 3.1	8.8
人の役に立つ人間になりたいと思いますか。	- 2.8	2.6

注) 「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と肯定的な回答をした児童生徒の割合の推移

2 小中一貫教育の推進

(1)小中一貫教育の意義

今日の子どもを取り巻く問題の解決を図ることは、教育行政や学校現場に課せられた喫緊の課題であると考え。課題解決にあたっては、様々な方法を考えることができるが、本委員会としては、小中一貫教育を重要な手法としたい。

すなわち、子どもたちに21世紀を生き抜く力、多様性を認める優しい心及び挑戦を続けるたくましい心身を育むためには、小学校と中学校という単位でとらえるのではなく、義務教育9年間を通して子どもたちの発達段階に応じたきめ細かな学習指導、生徒指導に取り組むことが必要である。

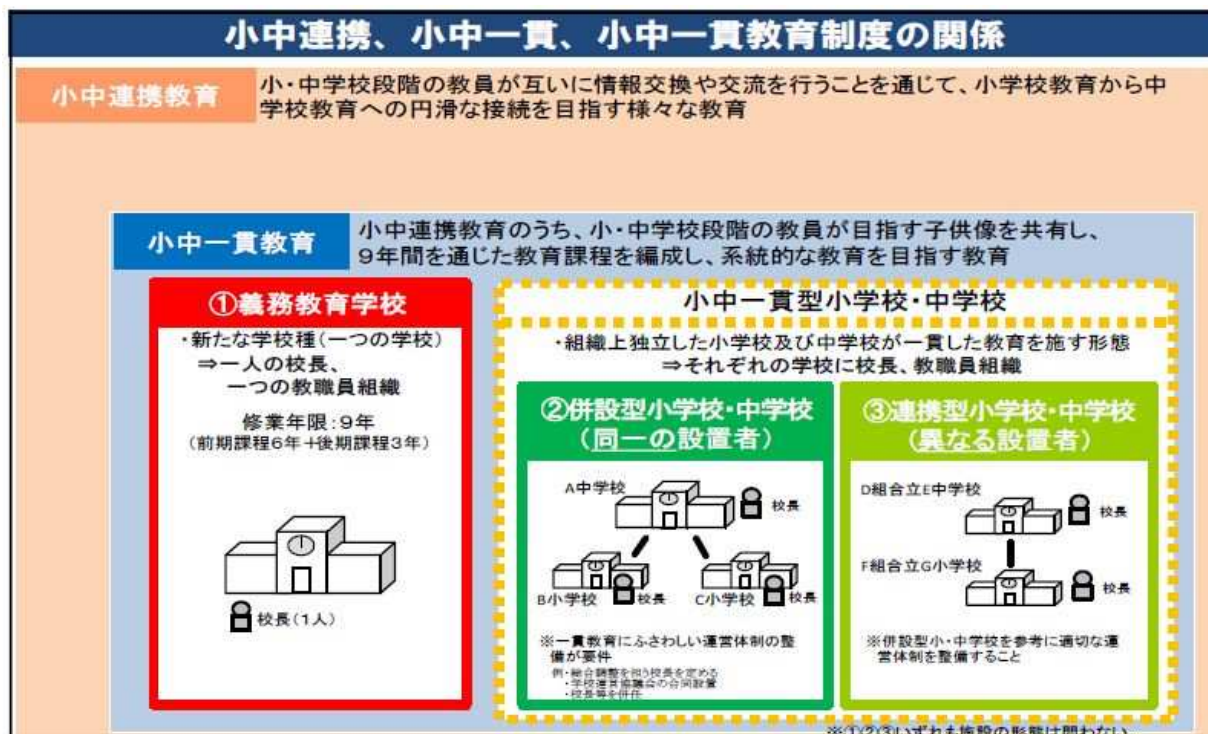
小中一貫教育の意義としては、次のことが挙げられる。

- ①9年間一貫した系統的、継続的な学習指導や生徒指導を展開することができる。
- ②9年間の長期展望の中で、子どもの発達や興味・関心に応じた指導を展開することができる。
- ③多様な教育活動や地域とともに進める教育活動を通して、豊かな人間性や社会性を育むことができる。
- ④今日的な課題に対応できるよう指導内容を充実し、自らの生き方を拓く資質を育むことができる。
- ⑤小・中学校の教職員の連携を深め、学校間の指導の段差を解消し、子どもたちの負担を軽減することができる。
- ⑥9年間の幅広い年齢の子どもたちが交流する場を設定することができる。
- ⑦地域連携が深まり、学校・家庭・地域社会が一体となって教育活動を展開することができる。

(2)小中一貫教育の形態

現制度下での小中一貫教育の取組では、教育課程のあり方、学年段階間の区切りの設け方、マネジメント体制のあり方、施設の形態等があり、地域の実情に即した多様な取組が行われている。

基本形としては、1人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校教育を行う形態（義務教育学校）と、組織上独立した小学校と中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態（小中一貫型小学校・中学校）の2つに分けられる。



(文部科学省 「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」より)

(3)併設型小学校・中学校による小中一貫教育

前記の「小中一貫型小学校・中学校」のうち、同一設置者による「併設型小学校・中学校」については、既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校である。これまでの小・中連携の取組を基盤として、一貫教育にレベルアップさせるイメージである。

(4)本市における小中一貫教育の推進形態

今後、生駒市において小中一貫教育を進めるにあたり、小学校、中学校の位置や学校規模、同一区内の小・中学校数等、地域の実情や校舎の設置状況を踏まえ、併設型小学校・中学校を前提として「小中一貫校」と「小中一貫教育校」の2つの形態を基本に検討する必要がある。(表3参照)

表3 生駒市における小中一貫教育の形態

	小中一貫校	小中一貫教育校	
設置形態	施設一体型	施設隣接型	施設分離型
修業年限	小学校6年、中学校3年		
組織・運営	校長1名、1つの教職員組織	各小・中学校校長2名、2つの教職員組織	
免許	所属する学校の免許状を保有していること		
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9年間の教育目標の設定 ・ 9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 		
教育課程の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一貫教育に必要な独自教科の設定 ・ 指導内容の入替え・移行 		

①小中一貫校（施設一体型：小・中学校が同一敷地内に設置、或いは同一校舎となっている場合）

児童生徒が同一校舎で学校生活を送っているため、合同授業、合同行事、小・中学校教員による乗り入れ指導等が進めやすくなる。また、校長及び教員を小・中学校兼務としたり、特別教室を共用としたりする等の取組が実施しやすくなる。

〈期待できる連携内容〉

- ①児童生徒の交流による人間関係の深まり
 - ②小・中学校教員の一体的な生徒指導の実施
 - ③合同授業・行事の実施
 - ④小・中学校教員による乗り入れ指導の実施等
 - ⑤学校施設・設備の効率的な活用
 - ⑥小中一貫した教育課程の編成

②小中一貫教育校

ア 施設隣接型（小・中学校が隣接した別の敷地に設置されている場合）

施設一体型のように児童生徒が、共に学校生活を送る形にはならないが、合同授業、合同行事、小・中学校教員による乗り入れ指導等は比較的容易に実施できる。小・中学校の施設は別になっているが、体育館やプール等の施設を共用とすることは可能である。また、連絡通路を設置することにより、児童生徒の行き来を容易にする等、施設一体型に準じた環境をつくることのできる。

〈期待できる連携内容〉

- ①児童生徒の交流による人間関係の深まり
- ②小・中学校教員の一体的な生徒指導の実施
- ③合同授業・行事の実施
- ④小・中学校教員による乗り入れ指導の実施等
- ⑤学校施設・設備の効率的な活用
- ⑥小中一貫した教育課程の編成

イ 施設分離型（小・中学校が離れた場所に設置されている場合）

小・中学校間の距離が離れていることから、児童生徒の直接的な交流よりも、小・中学校教員が双方に移動し授業等に関わる形の連携が中心となる。各教科等の合同授業は物理的に難しいが、運動会等の合同行事や小・中学校教員による乗り入れ指導等で連携を図ることは可能である。実施に当たっては、教員の移動時間の確保や時間割表の工夫が課題となるが、ICT 機器を活用し、小・中学校間の移動距離・移動時間を短縮するような工夫も考えられる。

〈期待できる連携内容〉

- ①児童生徒の計画的な交流による人間関係の深まり
- ②計画的な合同行事の実施
- ③小・中学校教員による乗り入れ指導の実施等
- ④小・中学校の教育課程の編成

3 小中一貫教育の内容

(1)義務教育9年間の教育課程の編成

子どもたちに生きる力を身に付けさせるため、確かな学力の向上と心の教育を充実し、自己肯定感を高めることに重点的に取り組む。そのために、小・中学校のそれぞれにおいて完結したものとなっている教育課程について、指導内容に重複や隙間が見られる部分の授業時数等を見直し、義務教育9年間の各発達段階に応じて重点化すべき学習のねらいを明確にして、系統的な学習指導、生活指導の充実を図るため、一貫したカリキュラムを作成する。

(2)発達段階に応じた指導の展開

義務教育9年間の教育課程を編成するにあたり、子どもたちの実態、身体面、思考面

の発達、教育心理学の研究成果等から、区切りとして、当初は6－3制を基本に発達段階に応じたカリキュラムを作成する。その後、推進状況に応じて学校や児童生徒、地域の実態を考慮しながら、より効果が見込まれる場合には、4－3－2制、5－4制等の導入も検討する。

前期に当たる小学校低学年においては、「小1プロブレム」の解消への取り組み等、個に応じた学習指導、生活指導を充実し、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けられるようにする。

小学校高学年では、教科ごとに指導する教員が替わる「教科担任制」や「教員の相互乗り入れ」を一部に導入する等、子どもたちの学習意欲を高めながら学力の向上に努める。

後期の中学校においては、義務教育9年間の総まとめの期間として、希望する進路実現に向けて学力を十分伸ばし、これからの社会を生き抜く力が育まれるよう、柔軟で特色ある教育内容を設定する。

ア 保幼小接続事業の実施

小学校1年生の段差「小1プロブレム」の解消のため、保育園、幼稚園、こども園を加えた10年間の一貫した教育を行うことを視野に、「保幼小接続事業」として教育課程の編成、指導方法の工夫、改善を実践する。

イ 教科担任制の実施

小学校高学年から教科担任制を一部教科に取り入れるとともに、中学校教員が小学校の教科の授業に乗り入れる等、教員の専門性を活かした授業を行う。

教科担任制等の導入により、教材の研究や授業の準備を教員が分担して、一層効果的に行うことができ、子どもたち一人ひとりのニーズやつまづきに十分対応できる授業ができるようになる。

また、子どもたちは様々な教員と関わるので、生徒指導の視点を含め、多面的な支援を受けることができるとともに、ふれあいの中から学び取ることも期待できる。

さらに、小学校高学年で教科担任制を経験することにより、中学校の教科担任制への滑らかな移行を図ることができる。

ウ 特別支援教育の充実

特別支援学級に在籍する児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒の中には、保育園、幼稚園及びこども園から小学校、小学校から中学校への進学に際して、急激な変化に強い戸惑いや混乱を感じ、学習意欲や集中力が低下してしまう場合があるため、子どもが安心して過ごしやすい学習環境を整備するとともに、9年間を通じて、学校全体で学級経営や個に応じた指導・支援を実践する。

(3)グローバル時代に対応する英語教育の推進

国際化が進む社会において、母国以外の言語の習得が求められている。児童期は、新たな事象に関する興味・関心が強く、言語をはじめとして、異文化に関しても自然に受け入れられる時期にある。

この時期に英語に触れることは、コミュニケーション能力や国際理解を育む上で、大変重要な体験である。

小中一貫教育では、義務教育9年間の英語活動・英語教育を通じた生駒市共通のカリキュラムを作成するとともに、中学校の英語担当教員の小学校への乗り入れ指導を実施する。

なお、幼児教育においても外国語指導助手を活用した英語活動を実施し、幼稚園から中学校までの12年間を通じた英語活動の更なる充実を図る。

(4)問題解決に向けた主体的・対話的で深い学びの充実

次期学習指導要領では、生きて働く知識・技能の習得等、新しい時代に求められている資質・能力を育成するための学びの方向性として、「主体的・対話的で深い学び」が示されている。特に「思考力、判断力、表現力」の視点による学習が掲げられ、プレゼンテーション能力の育成やプログラミング的思考の育成が求められている。

学習活動のツールの一つとしてICT機器を活用した授業を実施する等、授業改善に努め、コミュニケーション能力の育成やプログラミング教育の充実を図る。

(5)学校施設を有効活用した教育の充実

各学校の多目的室や学校図書館を学校が地域や保護者との連携を進めていく際の拠点と位置づけ、有効に活用する。

多目的室を学校、保護者、地域の出会いの場とする。また、学校支援ボランティアや地域人材の組織的・継続的な学校支援体制を整えていく上での地域活動拠点とする。

学校図書館は、情報センターとして人と本の出会いの場、人と人がふれあいを深める場と位置づけ、地域との交流の機会を設ける。

(6)地域に根ざした教育活動の展開

高山の茶釜作り等、地域の教材を積極的に活用し、9年間を通した総合的な学習の時間で、地域の伝統・文化等に根ざした授業を実施する。

児童生徒が地域の行事等に参加することにより、それぞれの地域行事の継承者となる環境づくりに貢献する。

また、地域人材を学校教育に積極的に活用し、特色のある出前授業等を実施する。

4 小中一貫教育を支えるもの

(1)学校運営

学校が児童生徒や保護者、地域の信頼に応え、家庭や地域社会と連携・協力して教育活動を展開していくためには、情報を積極的に発信し、説明責任を果たすことが重要である。また、教育の質を着実に向上させていくためには、学校運営・学校教育活動全般にわたって、PDCAサイクルを機能させることが必要である。

また、学校評価の客観性や信頼性を確保するためには、学校が自己評価を行うだけでなく、積極的に外部評価を行うことも必要である。

その結果を自己評価の資料として活用することによって、評価の客観性や信頼性を高めることができる。

このようにして得られた評価結果をホームページ等で公表し、学校の課題を共有することにより、家庭や地域との連携・協力を得た学校づくりが可能となり、学校の教育力の向上につながると考える。

生駒北小中学校における小中一貫教育の検証結果を踏まえた上で、小学校入学時から中学校卒業時までの9年間の児童生徒の学力の伸長や成長の実態をもとに、日常的に授業や生徒指導の在り方を研究したり、9年間のカリキュラムや教育方法を改善したりすることが重要である。そして、教職員が自らの実践力を向上できるシステムとして小中一貫教育を機能させていくことが、子どもたちの確かな学力と豊かな心を育むことに結びつくと考えられる。

(2)家庭・地域社会との連携

生きる力を育むためには、学校、家庭、地域が相互に連携しつつ、社会全体で子どもを育てていくことができるシステムづくりが重要である。このため、小・中学校間の交

流や世代を超えた地域の人々との関わりの中で、様々な体験の機会を提供し、児童生徒の自主性・創造性・社会性を涵養するとともに、触れる・体験するといった感覚を通して情操を養う等、学校と地域の大人の力を結集して子どもを育てる環境を整備する必要がある。

そのためには、中学校区単位で児童生徒の見守り活動やあいさつ運動を実施している「地域ぐるみの児童生徒健全育成推進事業」や自治会及び PTA 等との連携等、今後も、地域の実態に応じた日常的・継続的な地域活動を推進し、児童生徒の安全や健全育成のための協働活動を進める必要がある。

5 今後の方向性

生駒市学校教育のあり方検討委員会では、平成 28 年度から実施している生駒北小中学校での施設一体型小中一貫教育の検証結果等を踏まえ、生駒市としては、小中一貫教育を推進していくべきであると考えている。

その理由として、小中一貫教育は、保・幼・小・中学校の校種間の段差やそれに伴う様々な子どもたちの課題を解決するための方策としてだけではなく、子どもたちが夢を描き希望をもって通える学校づくりを目指すものであり、本市の新しい教育を生み出す基盤となるものである。

今回の議論を通して明らかになったことは、次期学習指導要領の実施に向け、教育内容や学習活動の量的・質的な充実に対応するために、小・中学校の教員が連携して、小学校高学年における教科の専門的な指導の充実や、児童生徒のつまずきやすい学習内容についての長期的な視点に立ったきめ細かな指導等、学習指導の工夫に取り組むことはもちろんのこと、義務教育 9 年間を見通し、どのような子どもを育てるかという視点に立って、小・中学校が双方の状況を把握し、生徒指導面も含めて、相互に連携を強めながら一貫した指導を行うことが重要である。

一方、今後、小中一貫教育を進めていく上で、ハード面において、少子化の進展に伴い、限られた教育資源の有効活用を図るという視点から学校規模の適正化に向けた検討が急務となっているが、導入にあたっては、丁寧な議論を行い、子どもたちの状況や学校や地域の実態に即しながら、検討する必要がある。

また、小中一貫教育の導入後には、PDCA サイクルを機能させ、定期的に効果、成果、課題を検証し、さらなる工夫改善を行うことが肝要である。

第1章 生駒市立小・中学校の現状と課題

1 小・中学校を取り巻く現状

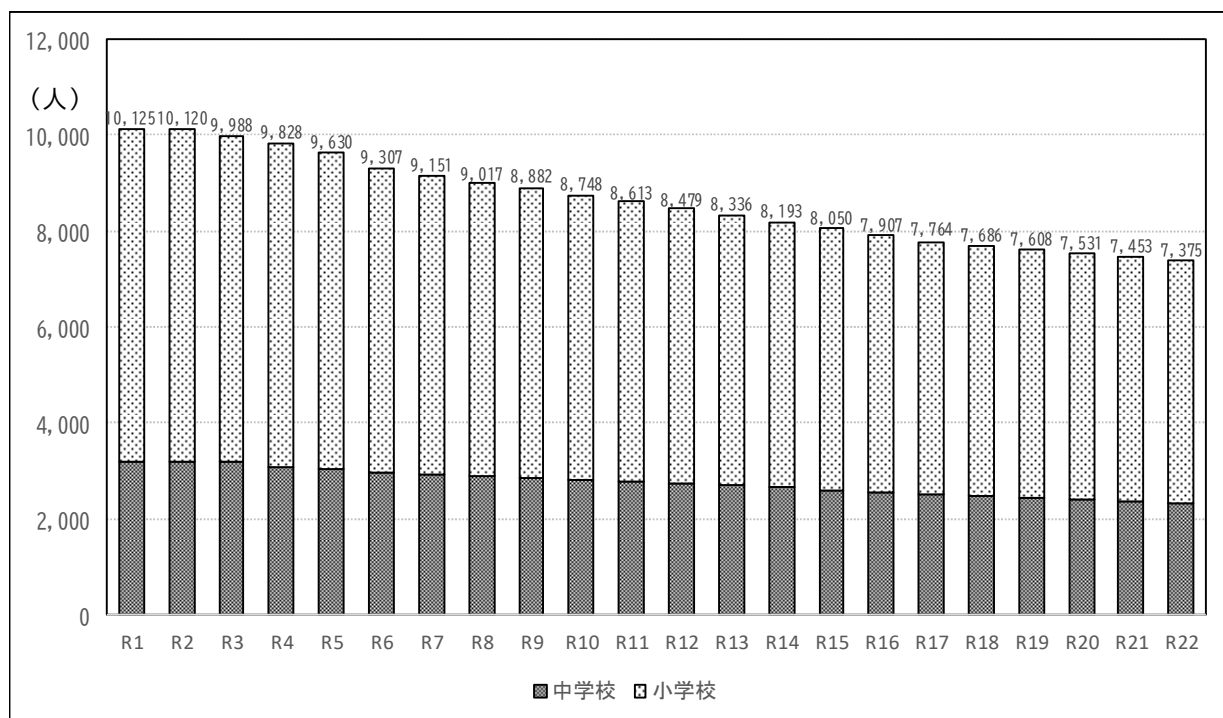
生駒市においては、昭和40年代から昭和50年代にかけて、人口の急増に伴う児童生徒数が増加し、市制施行時（昭和46年）の4小・3中が分離・開校が行われ、現在の12小・8中となった。

しかし、近年の全国的な少子化の傾向は、本市も同様で、児童生徒数は減少傾向にあり、今後においてもその傾向は続き、令和元年に10,215人であった児童生徒数が、令和22年（2040年）には7,375人まで減少することが見込まれている。

また、学級数についても、令和元年の317学級から、令和22年には240学級にまで減少する見込みとなっており、児童生徒数と学級数の減少傾向は、それ以降も続くものと予測される。

このような状況の中、学校の小規模化に伴う様々な課題が、本市においても生じることが懸念される。

(1)児童生徒数の推計



※児童数及び生徒数は市立小学校及び中学校の総数で、特別支援学級の児童生徒数を含む。

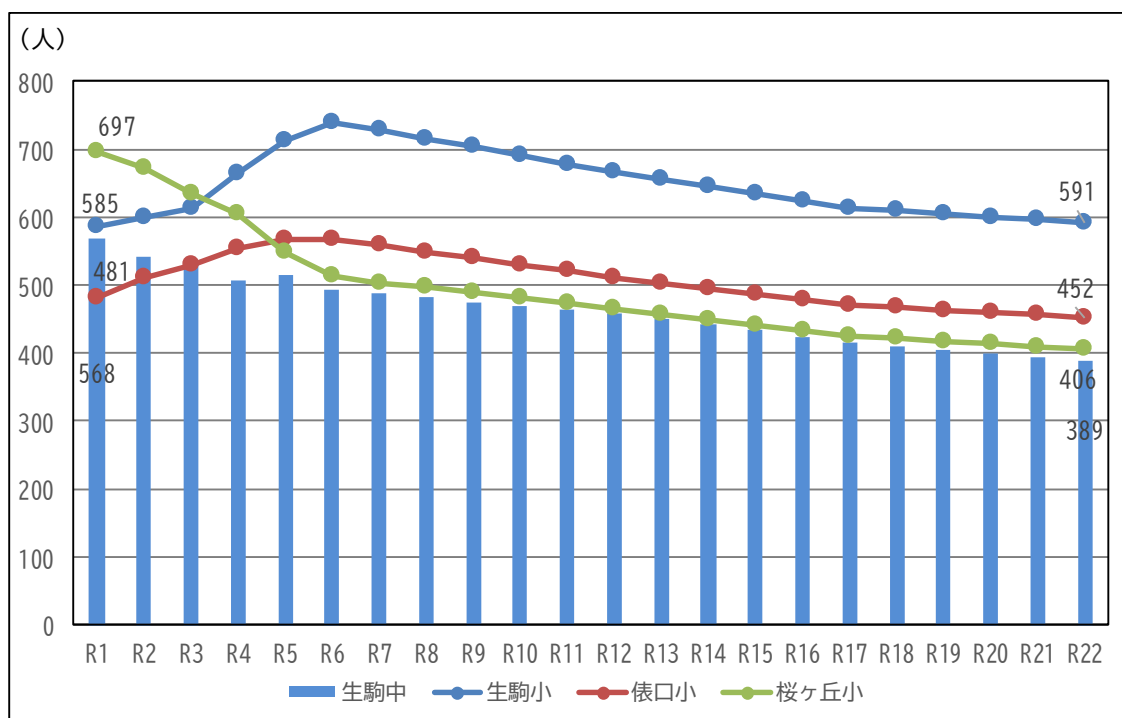
※令和6年までは生駒市教育委員会による推計、令和7年以降の児童生徒数については、「国立社会保障・人口問題研究所」推計値を基に試算した推計値

(2) 中学校区別の児童生徒数推計

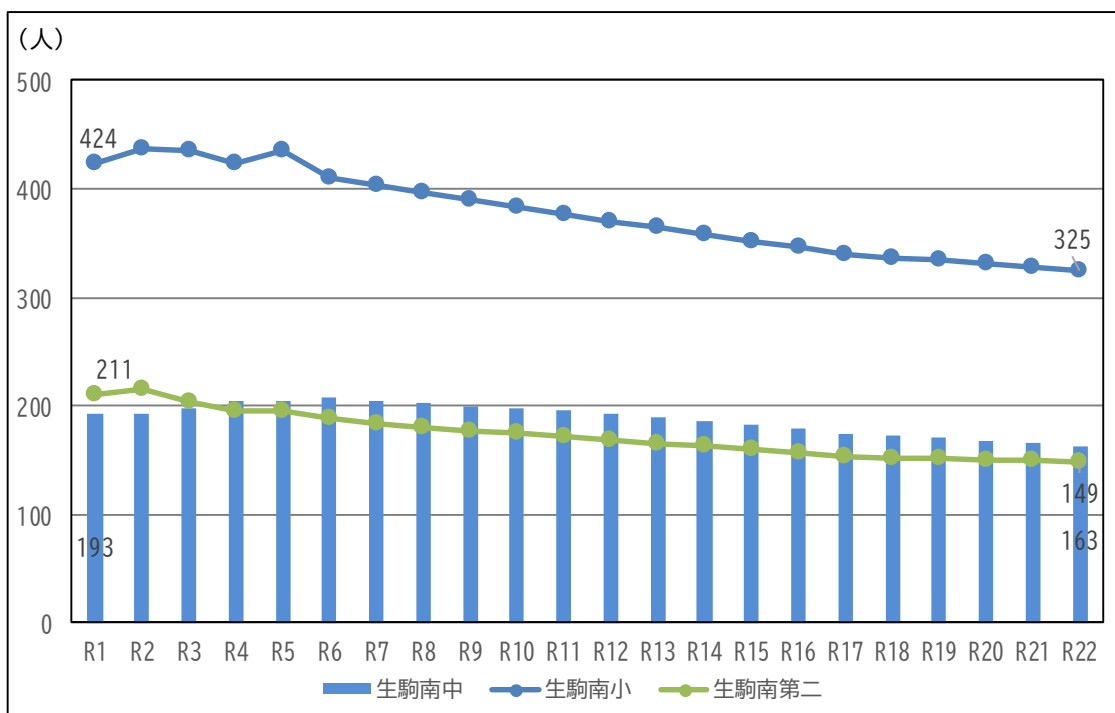
中学校区別の児童生徒数推計は以下のとおりとなっている。

どの中学校区においても、児童生徒数の減少傾向にあるが、地域に差があり、特に生駒南中学校区、生駒北中学校区、鹿ノ台中学校区、大瀬中学校区については、児童生徒数の減少に伴い、学級数も減少することから、小規模化が進むことが懸念される。

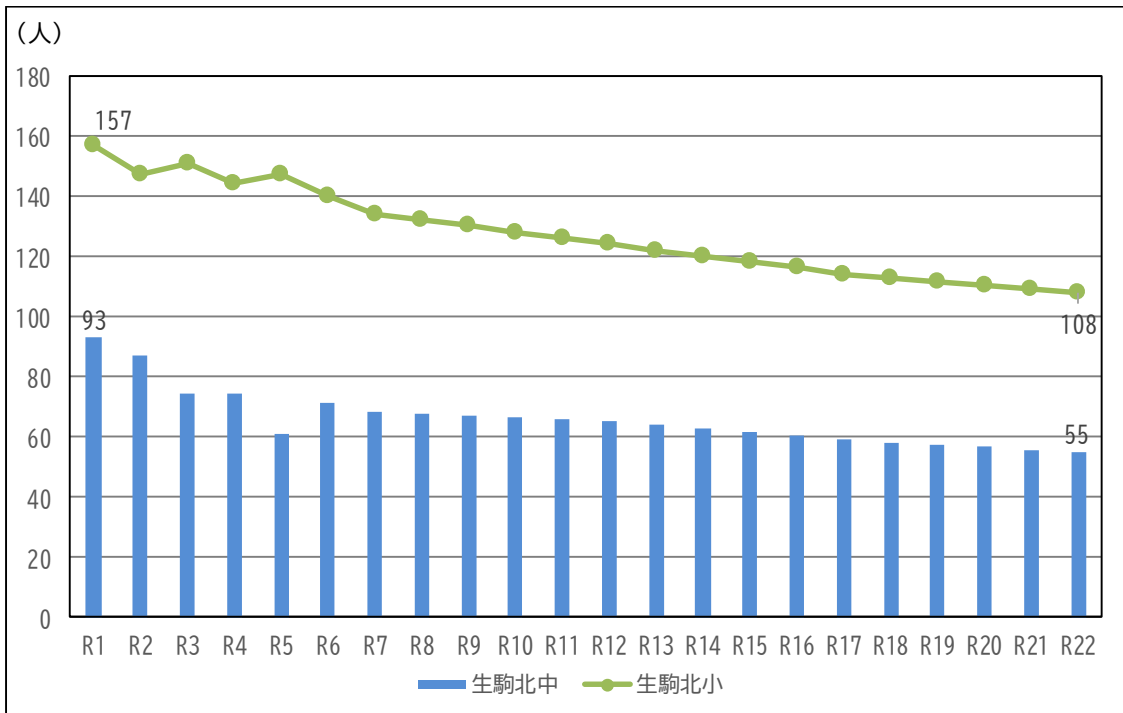
① 生駒中学校区



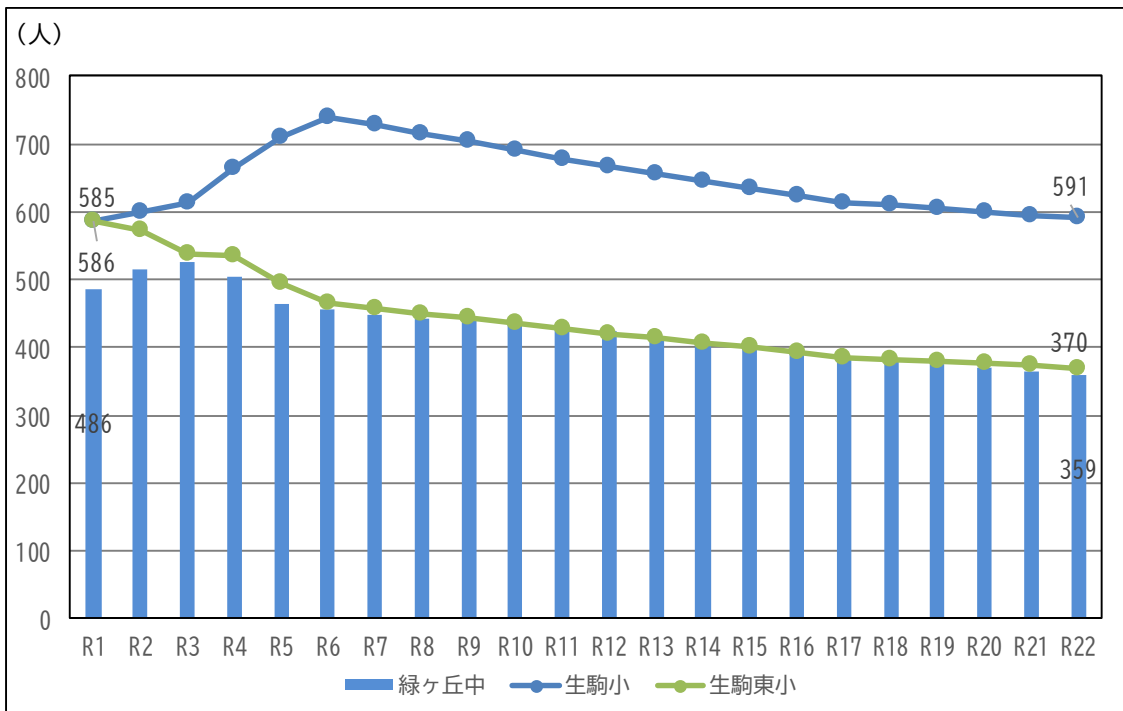
② 生駒南中学校区



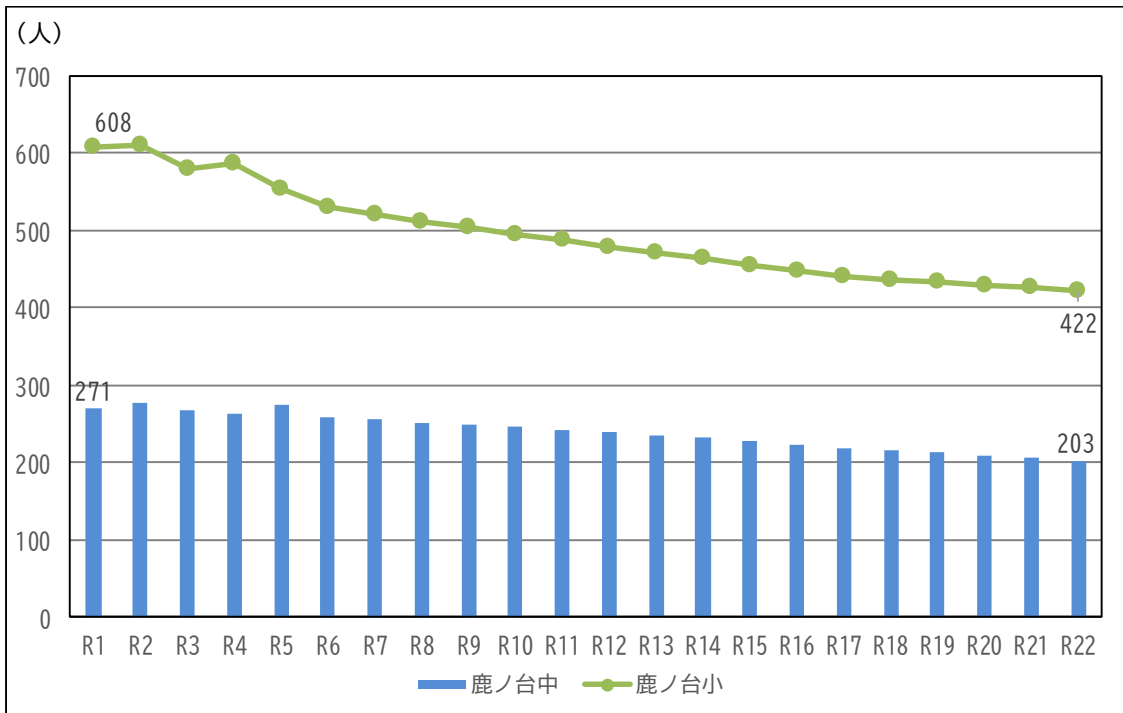
③生駒北中学校区



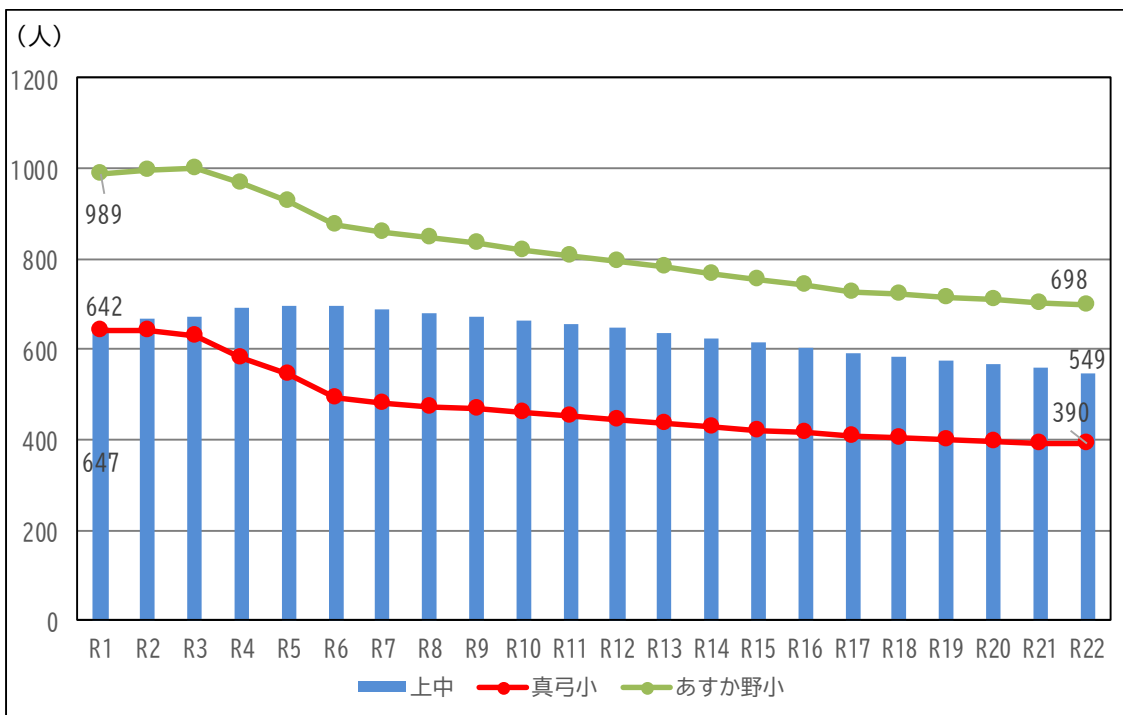
④緑ヶ丘中学校区



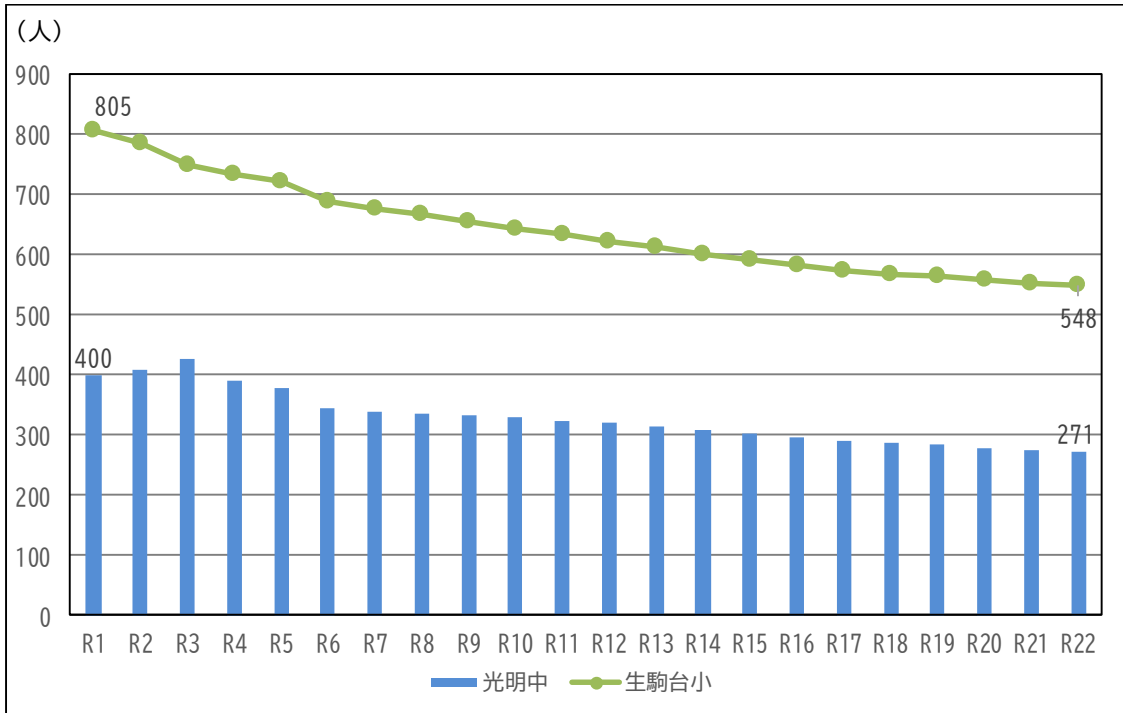
⑤鹿ノ台中学校区



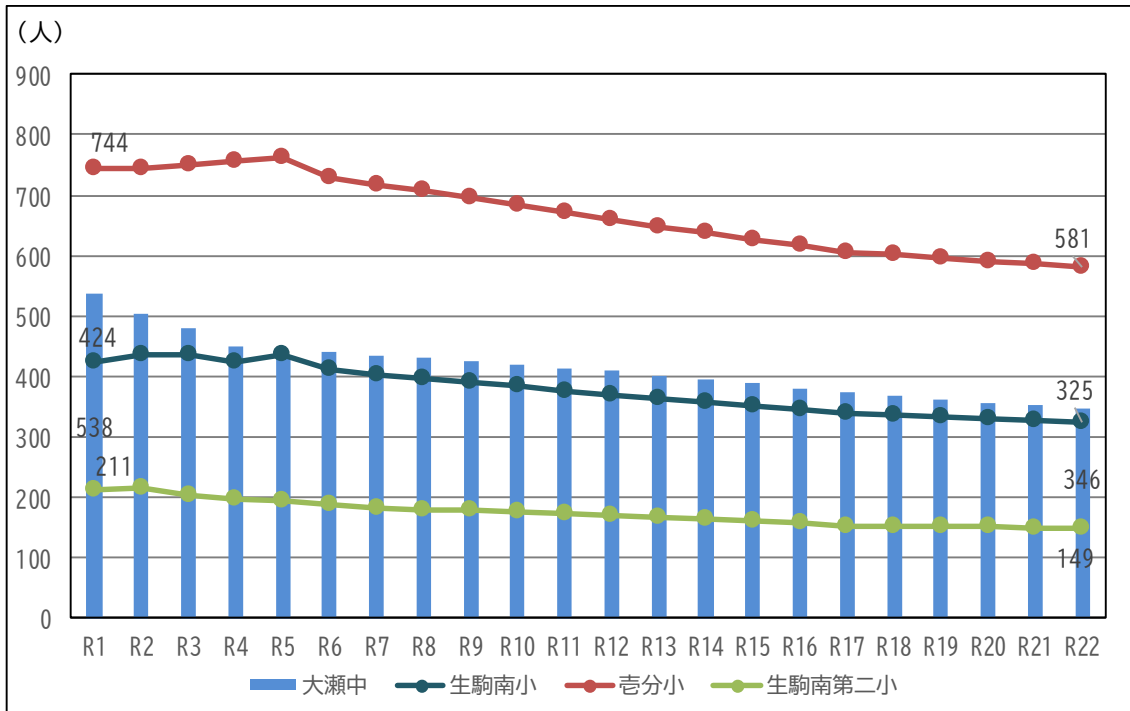
⑥上中学校区



⑦光明中学校区



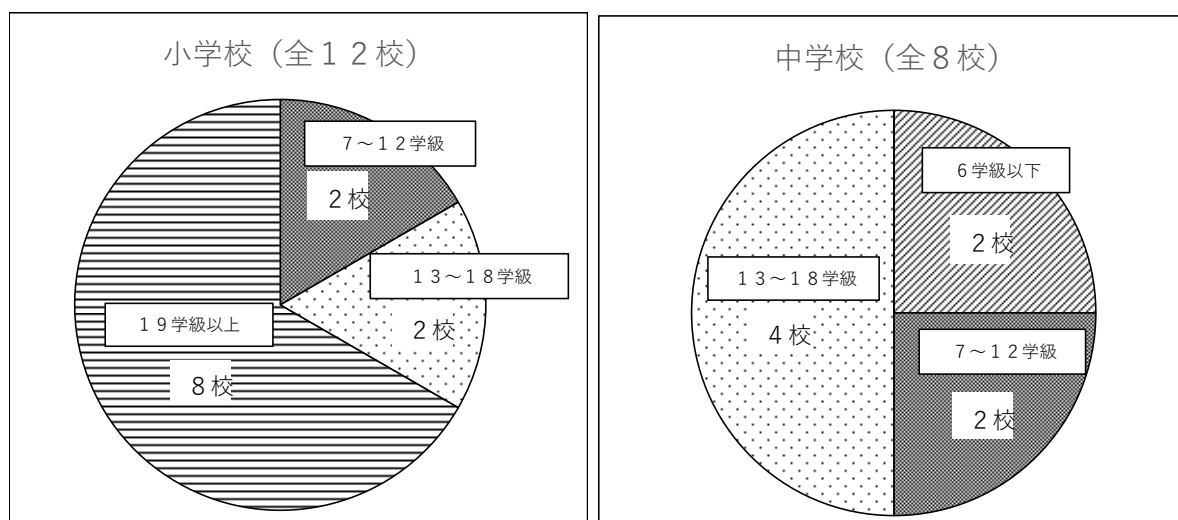
⑧大瀬中学校区



(3)学校規模の現状

令和元年4月現在、小学校では、全校学級数6学級以下（全学年単学級）の学校は無いものの、7～12学級（1学年1～2学級）の学校が2校、13～18学級（1学年2～3学級）の学校が2校、19学級以上（1学年3学級以上）の学校が8校となっている。また、中学校では、全校学級数が6学級以下（1学年2学級以下）の学校が2校、7～12学級（1学年2～4学級）の学校が2校、13学級以上（1学年4学級以上）の学校が4校となっている。特に北地区及び南地区の学校においては、小規模化が進んでいる。

市内小・中学校規模別学校数(R1.5.1現在)



児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえると、小・中学校では、一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられる。

特に中学校においては、学校の小規模化に伴い、部活動の減少が見られ、その影響は深刻なものがある。

一方、あすか野小学校、上中学校は、宅地開発やマンションの建設の影響から児童生徒数がピークを迎えており、地域に偏りが見られる。

2 市民等へのアンケート調査結果の概要

(1) 公共施設に関するアンケート調査結果 (A 調査)

本調査は、市財政経営課が公共施設のあり方に関して検討するに当たり、市民にアンケート調査を実施したものである。

- ・ 調査期間 平成 31 年 3 月 14 日～平成 31 年 3 月 28 日
- ・ 調査対象 18 歳以上の市民 3,000 人（住民基本台帳から層化無作為抽出）
- ・ 回収状況 1,686 人（回答率 56.2%）

(2) 「小規模校に対する考え方」教職員アンケート調査結果 (B 調査)

本調査は、少子化に伴い、今後、小規模な小・中学校が増加していくことが予想される中、教職員における小規模校に対する考え方を把握するため、アンケート調査を実施したものである。

- ・ 調査期間 令和元年 5 月 16 日～令和元年 5 月 28 日
- ・ 調査対象 生駒市立小・中学校教職員 676 人
- ・ 回収状況 504 人（回答率 74.5%）

(3) 調査結果【抜粋】（詳細は学校規模適正化部会第 8 回資料 3・資料 4 参照）

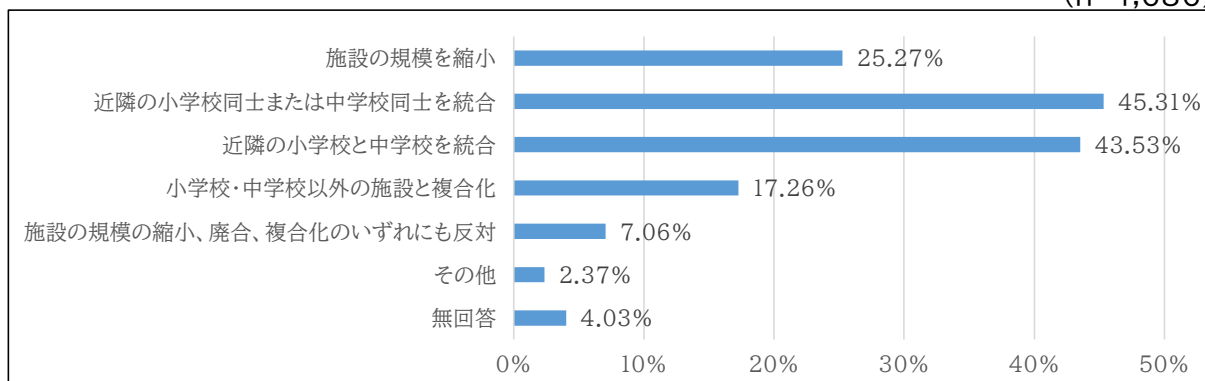
① 「将来の市立小・中学校のあり方・小規模化に対する市民意識」(A 調査)

今後、少子化による園児・児童・生徒数の減少が見込まれるため、将来的に統合や複合化等の検討が必要になってきます。学校教育施設について、以下の設問にお答えください。

問 9 将来の市立小・中学校のあり方について、あなたの考えに合うものを選んでください。(〇はいくつでも可)

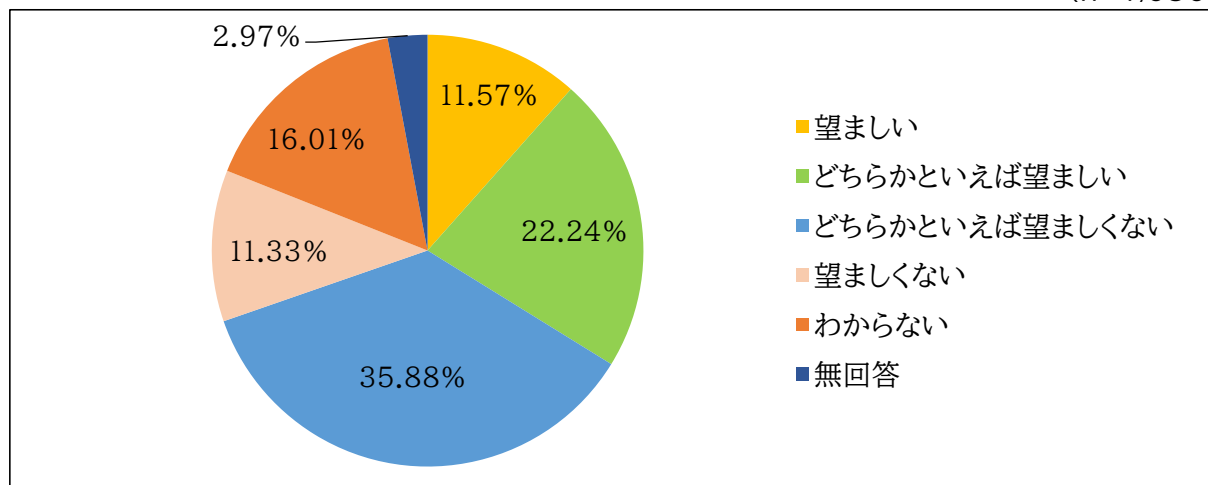
将来の市立小・中学校のあり方については、近隣の小学校同士または中学校同士を統合が 45.31%と最も高く、続いて近隣の小学校と中学校を統合の割合が 43.53%となっている。

(n=1,686)



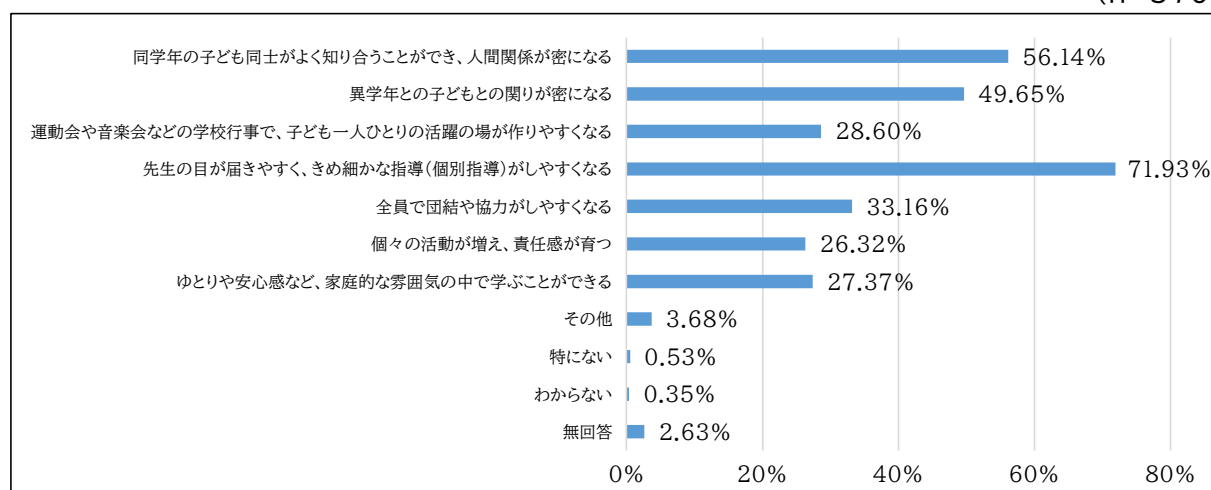
問 12 今後、1学年1クラスの小・中学校など、小規模校が増加していくことが予想されます。小・中学校が小規模化していくことについて、あなたの考えに合うものを選んでください。(〇は1つ)

小・中学校の小規模化については、「望ましい」と「どちらかといえば望ましい」を合わせた「望ましい」の割合が33.81%、「どちらかといえば望ましくない」と「望ましくない」を合わせた「望ましくない」の割合が47.21%となっている。(n=1,686)



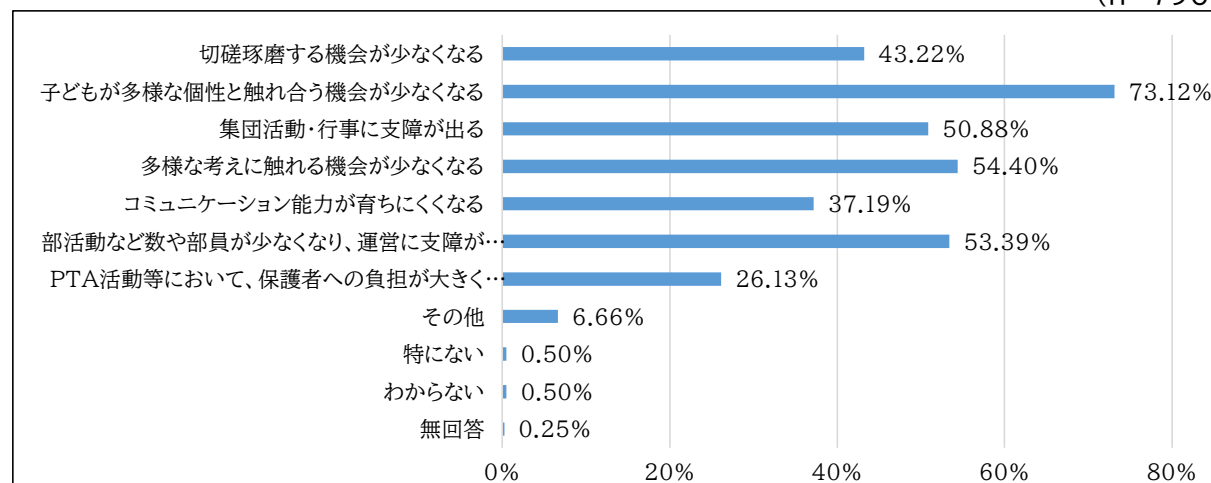
「望ましい理由」

(n=570)



「望ましくない理由」

(n=796)

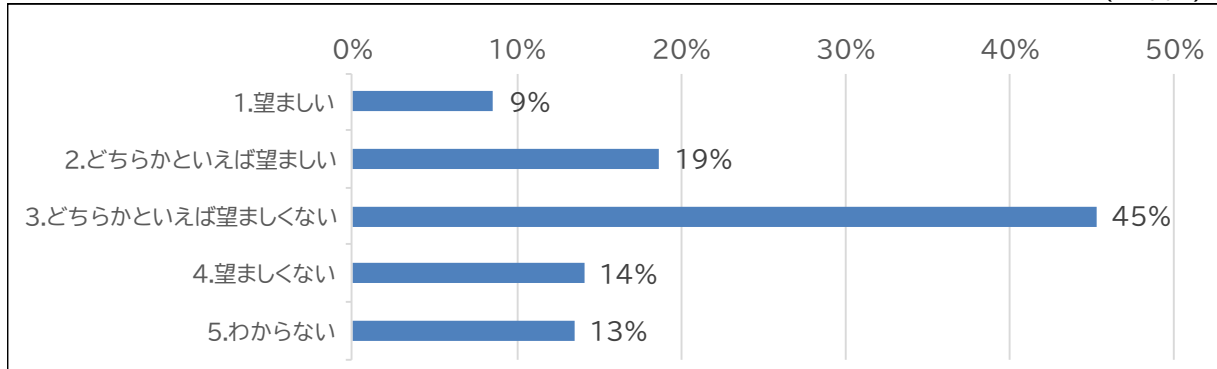


②「学校の小規模化に対する教職員意識」(B調査)

学校が小規模化していくことについてあなたはどのように思いますか。(1つに○)

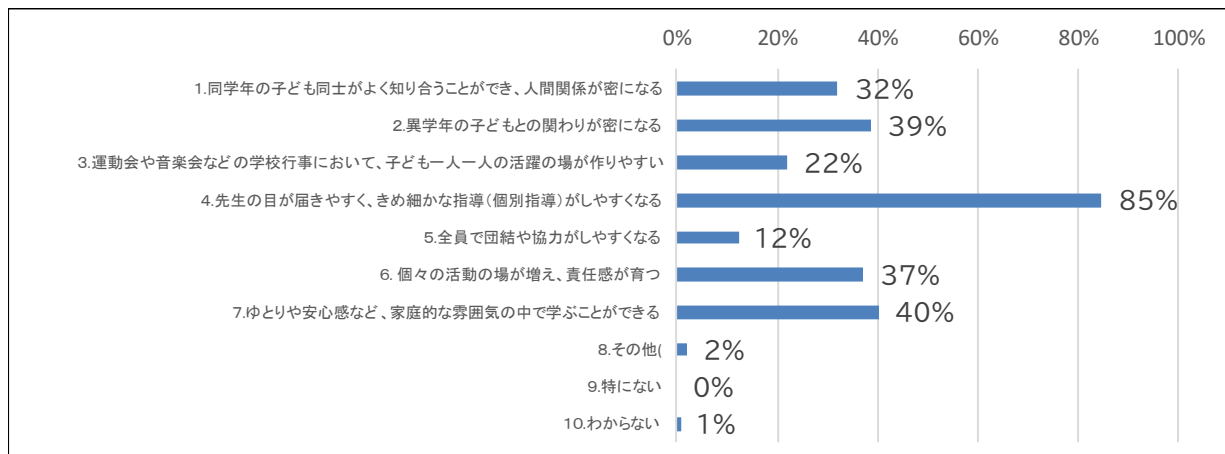
小・中学校の小規模化について、「望ましい」と「どちらかといえば望ましい」を合わせた「望ましい」の割合が28%、「どちらかといえば望ましくない」と「望ましくない」を合わせた「望ましくない」の割合が59%となっている。

(n=504)



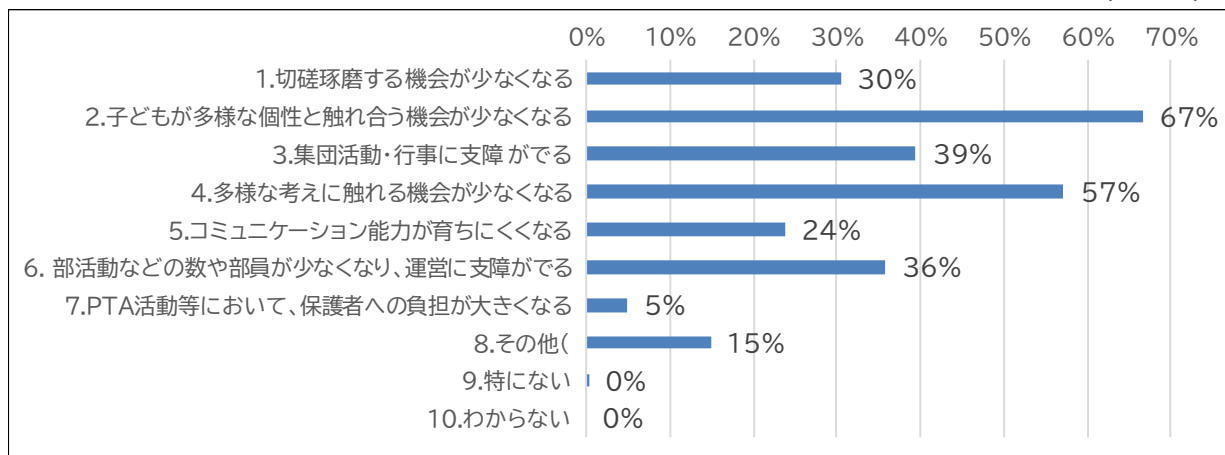
「望ましい理由」

(n=137)



「望ましくない理由」

(n=299)



第2章 学校規模適正化等についての基本的な考え方

1 学校規模適正化を検討するに当たっての視点

本検討委員会では、子どもたちにとってより良い教育環境を提供するための望ましい学校規模等について、教育的な視点を中心に議論することとした。

教育的な視点

児童生徒にとって望ましい小・中学校の教育環境のあり方を量的・質的の両面で協議し、望ましい学校規模等を検討する。

なお、地域の中の学校としての位置付けでのまちづくりの視点については、学校規模適正化の方向性が教育委員会で決定された後に、地域等と十分に協議することとし、また、財政的（コスト）な視点については、今回の検討の主眼ではないことから、副次的な扱いとすることとした。

2 小規模校、大規模校のメリット・デメリット

小規模校（学級数が一定数以下の学校）、大規模校（学級数が一定数を超える学校）それぞれについて、メリット・デメリットを以下のとおり整理した。

	メリット	デメリット
小規模校	<ul style="list-style-type: none"> ①一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな指導が行いやすい。 <ul style="list-style-type: none"> ・学習状況や学習の定着度を的確に把握できる。 ・個別指導や補充学習時間の確保がしやすい。 ②一人ひとりが活躍できる機会が多くなる。 <ul style="list-style-type: none"> ・発表やリーダーになる機会が多くなる。 ③異年齢交流が組みやすい。 <ul style="list-style-type: none"> ・体験的な学習や校外活動等 ④施設や備品を余裕をもって使うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・運動場や体育館、特別教室、ICT機器等 ⑤保護者や地域との連携が取りやすい。 <ul style="list-style-type: none"> ・郷土学習、コミュニティスクール等 	<ul style="list-style-type: none"> ①クラス替えが全部または一部の学年でできないため、児童生徒の人間関係や相互評価が固定しやすい。 ②お互いに切磋琢磨する教育活動、社会性やコミュニケーション能力を養う教育活動がしにくい。 <ul style="list-style-type: none"> ・班活動やグループ分けに制約が生まれる。 ・体育科の球技や音楽科の合唱・合奏等の集団学習に制約が生まれる。 ・運動会・文化祭等の集団活動・行事の教育効果が下がる可能性が高い。 ③中学校において部活動の種類が制限されたり、免許外指導の教科が生じる等の課題がある。 ④バランスのとれた教職員配置やチーム・ティーチング、専科指導等の多様な指導方法の工夫が困難となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・経験年数、専門性、男女比等のバランス等 ⑤教職員一人ひとりの校務負担や行事に関わる負担が重くなり、研修や会議の時間が十分とりにくくなる。

大規模校	<ul style="list-style-type: none"> ①児童生徒相互のふれあい等の機会が多く、社会性や協調性が育成しやすい。 ②集団の中で切磋琢磨する機会が多くなる。 ③運動会等の学校行事が活発になりやすい。 ④教職員数が多く、多くの先生と接する機会に恵まれる。 ⑤調和のとれた校務分掌が確立でき、教職員一人ひとりの負担が緩和される。 	<ul style="list-style-type: none"> ①児童生徒一人ひとりが主体的に活躍する場や機会が少なくなる場合がある。 ②異学年交流の機会が設定しにくくなる。 ③同学年でもお互いの顔と名前を知らない等、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。 ④25 学級を超えるような規模になった場合、児童生徒 1 人当たりの校舎や運動場面積等が相対的に狭くなり、学校運営上の難しさがある。 ⑤教職員が十分な共通理解を図ったりする上で困難が生じる場合がある。
------	--	--

3 生駒市における「望ましい学校規模の基準」とその考え方

(1)望ましい学校規模（学級数）

国が示す望ましい学校規模（学級数）の基準は「小学校・中学校ともに 12 学級～18 学級」であるが、小・中学校の現状と将来的な児童生徒数の推移及び小規模校、大規模校のメリット、デメリット等を考慮し、総合的に検討した結果、下限数については、小学校においては、国の示す基準が概ね妥当とし、中学校においては、独自の基準として、部活動や学校運営の課題が一定程度解消されると見込まれる 9 学級とした。

また、上限数については、将来的な児童生徒数と教育活動や施設利用の理由から、小学校においては、国基準の 18 学級を上回る 24 学級とし、中学校においては、国基準の 18 学級を妥当とした。

ただし、中学校においては、校区により児童生徒数の増加・減少割合に差が見られることから、今後の状況変化等へも対応するため、19～21 学級についても、許容範囲とする。

	小規模	望ましい規模	大規模
小学校	11 学級以下	12 学級～24 学級（各学年 2～4 学級）	25 学級以上
中学校	8 学級以下	9 学級～18 学級（各学年 3～6 学級） （19～21 学級も許容範囲とする）	22 学級以上

(2)望ましい学校規模（学級数）基準の考え方等

<小学校>

①すべての学年でクラス替えができる。多様な出会いを保障し、豊かな人間関係を

構築しやすい。人間関係の固定化を避けることができる。人間関係に課題が生じた場合に、クラス替えによって対応することが可能である。

- ②各学年に複数の担任がいることで、性別・経験年数等バランスのとれた学級編成ができる。その結果、児童への多面的な指導ができる。
- ③「小規模」を上回る望ましい規模であることにより、運動会・音楽会等の学校行事の活性化が図れ、学校全体に活気が生まれるとともに、「大規模」を下回る望ましい規模であることにより、校外学習等の児童・生徒の移動時において、円滑に行事を行うことができる。
- ④ある程度の教員数が確保できることから、学校運営が余裕を持って行うことができ、様々な課題に対して組織的に対応しやすい。
- ⑤「大規模」を下回る望ましい規模であることにより、特別教室や体育館などの学校施設の利用面から、教育の質を確保できる。

<中学校>

- ①部活動において、ある程度の部活数・部員数・顧問数が確保できる。
- ②「小規模」を上回る望ましい規模であることにより、体育大会・文化祭等の学校行事の活性化が図れ、学校全体に活気が生まれるとともに、「大規模」を下回る望ましい規模であることにより、校外学習等の児童・生徒の移動時において、円滑に行事を行うことができる。
- ③ある程度の教員数を確保できることから、学校運営が余裕を持って行うことができ、様々な課題に対して組織的かつ適切に対応しやすい。
- ④「大規模」を下回る望ましい規模であることにより、特別教室や体育館などの学校施設の利用面から、教育の質を確保できる。

(3) 1学級当たりの児童生徒数

1学級当たりの児童生徒数について、国基準では、小学校第1学年は35人、第2学年～第6学年は40人とし、中学校は40人となっている。

本市では、1学級当たり小学校第1学年30人程度（市独自）、第2学年35人（県独自）を基準とし、確かな学力の育成、きめ細かな指導等を目的として教育の充実を図っている。

アンケート等によれば、低学年は21～25人、中・高学年は26～30人が適切との占める割合が高いが、1学級当たりの児童生徒数を国又は県の基準と異なる少人数で運用し

た場合、学級数の増に伴う教員の財政負担はすべて市で賄うことになる。

教育的視点から見れば、市独自の基準による少人数指導の効果は得られるものの、実現性を考慮した場合、市財政に対する負担から、実現は困難であると言わざるを得ず、現時点で1学級当たりの児童生徒数に大きな問題点は見受けられないとの判断から、現在の基準が妥当であると判断した。

(4)望ましい学校規模（学級数）による分類

望ましい学校規模（学級数）により、現在の学校を分類すると以下の通りである。（特別支援学級を除く。現行の小学校第1学年30人程度、第2学年35人学級編成を適用し、その他の少人数学級編成を考慮していない。）

<小学校>

	小規模校 (～11学級)	適正規模校 (12～24学級)	大規模校 (25学級～)
R1	生駒北、生駒南第二 (2校)	生駒、生駒南、生駒東、真弓、俵口、鹿ノ台、桜ヶ丘、壺分 (8校)	生駒台、あすか野(2校)
R6(推計)	生駒北、生駒南第二 (2校)	生駒、生駒南、生駒台、生駒東、真弓、俵口、鹿ノ台、桜ヶ丘、壺分(9校)	あすか野(1校)
R12(推計)	生駒北、生駒南第二 (2校)	生駒、生駒南、生駒台、生駒東、真弓、俵口、鹿ノ台、桜ヶ丘、あすか野、壺分(10校)	
R22(推計)	生駒北、生駒南第二 (2校)	生駒、生駒南、生駒台、生駒東、真弓、俵口、鹿ノ台、桜ヶ丘、あすか野、壺分(10校)	

<中学校>

	小規模校 (～8学級)	適正規模校 (9～18学級)	大規模校 (19学級～)
R1	生駒南、生駒北、鹿ノ台(3校)	生駒、緑ヶ丘、上、光明、大瀬(5校)	
R6(推計)	生駒南、生駒北、鹿ノ台(3校)	生駒、緑ヶ丘、光明、大瀬(4校)	上(1校)
R12(推計)	生駒南、生駒北、鹿ノ台(3校)	生駒、緑ヶ丘、上、光明、大瀬(5校)	
R22(推計)	生駒南、生駒北、鹿ノ台(3校)	生駒、緑ヶ丘、上、光明、大瀬(5校)	

4 生駒市における「望ましい学校配置の基準」とその考え方

(1)望ましい学校配置（通学距離）

適正な学校規模を確保することは、児童生徒にとって望ましい教育環境の維持や教員の指導体制の充実のみならず、学校を円滑に運営するためにも非常に重要である。

今後、児童生徒数の減少による小・中学校の小規模化が見込まれる中、将来にわたって望ましい教育環境を確保していくためにも、通学区域の変更や統廃合等も含めて、適正な学校規模を確保することができる学校配置が求められる。

国が示す望ましい学校配置（通学距離）の基準は「小学校は4km以内、中学校は6km以内」であるが、小・中学校の現状と地域のコミュニティ、通学距離による児童生徒への負担、通学における安全の確保等を総合的に検討した結果、国の示す基準を本市における望ましい学校配置の基準とした。

ただし、校区によっては、現状においても、国の示す基準を確保できていない校区も見られ、バス・自転車通学を認めるなどの対応もなされているところではあるが、今後学校の統廃合や通学区域の変更がなされるに当たっては、本基準を踏まえ、バス・自転車通学やスクールバスの運行なども検討する必要があると考える。

	適正配置（適正な通学距離）
小学校	4km 以内
中学校	6km 以内

(2)望ましい学校配置（通学距離）基準の考え方等

上記(1)の望ましい学校配置（通学距離）の基準を踏まえ、望ましい学校配置の基本的な考え方を下記のとおりとする。

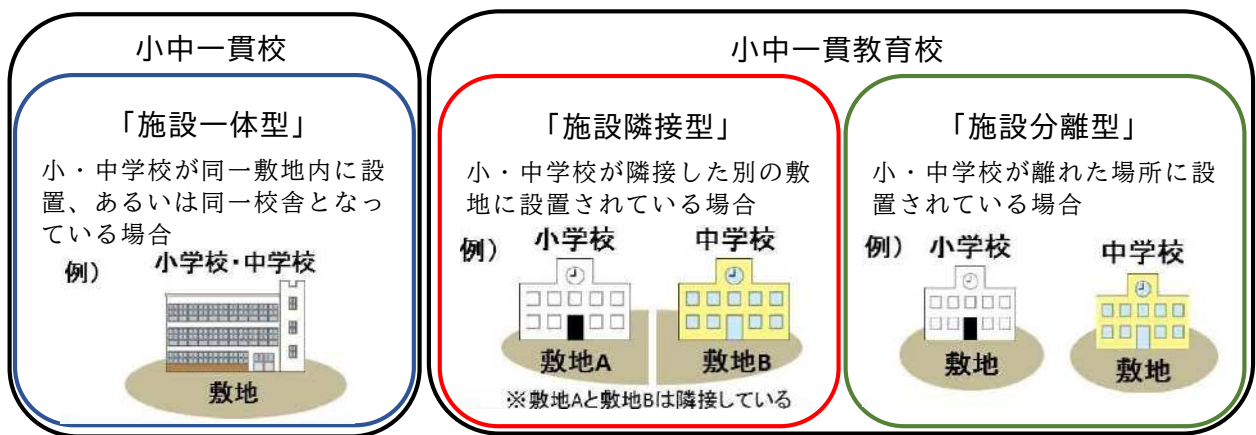
- ①将来的にも適正な学校規模を確保できる。
- ②通学に当たって、児童生徒の負担にならない、かつ安全を確保できる。
- ③小中一貫教育を推進するにふさわしい新しい教育環境にも配慮する。
- ④学校と地域（自治会等）における協働・連携活動を踏まえ、地域のコミュニティにも配慮しつつ、検討する。

第3章 「生駒市における小中一貫教育の方向性」における小中一貫教育の推進

1 「生駒市における小中一貫教育の方向性」での小中一貫教育の形態

本委員会では、市立小・中学校の学校規模の適正化の検討に先立って、既に平成28年度から小中一貫教育が実施されている生駒北小中学校での課題及び成果を検証し、「生駒市における小中一貫教育の方向性」を決定した。

本方向性において、小中一貫教育を重要な手法として推進していくべきであると判断し、導入に当たっての形態を以下のとおり整理した。



	小中一貫校	小中一貫教育校	
設置形態	施設一体型	施設隣接型	施設分離型
修業年限	小学校6年、中学校3年		
組織・運営	校長1名、1つの教職員組織	各小・中学校校長2名、2つの教職員組織	
免許	所属する学校の免許状を保有していること		
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 		
教育課程の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・一貫教育に必要な独自教科の設定 ・指導内容の入替え・移行 		

各形態における期待できる連携内容及び効果については、「生駒市における小中一貫教育の方向性」を参照いただきたいが、いずれの形態を採用したとしても、小中一貫教育を実施することによる効果は享受できることから、すべての市立小・中学校において、導入に向けた取組を進めていくものとする。

1 学校規模適正化等を検討に当たっての前提条件・具体的な検討方法

第3章の「生駒市における小中一貫教育の方向性」における小中一貫教育の推進を踏まえ、学校規模適正化等の具体的な検討を行っていくこととするが、すべての学校を対象に詳細な検討を行っていくことは、物理的な制約等の関係上、非常に困難であることから、一定の前提条件のもとで検討を行っていくこととし、その前提条件と具体的な検討方法は下記のとおりである。

(1)前提条件

①学校規模（児童生徒数推計）について

生駒市における「望ましい学校規模の基準」とその考え方に示されている、令和22年（2040年）時点の児童生徒数推計を基に、評価を行い、検討する。

②学校配置（通学距離）について

生駒市における「望ましい学校配置の基準」とその考え方を基に検討することとするが、現在の校区における地域のコミュニティ（自治会等）や地域との協働による学校運営にも配慮する必要があることと小規模校に対する課題が喫緊の課題であるため、まず、学校規模の適正化、特に小規模校への対応を最優先に考え、今回は下記のとおり、検討を行うこととする。

ア 現在の中学校区及び小学校区を基本に、通学区域の変更に関する検討を行わない。

イ 通学区域の変更を伴わない他の方法（統合等）による検討にとどめ、これによって通学距離の基準を満たさない場合は、徒歩以外の通学方法も視野に入れる。

③その他

評価については、学校規模適正化等の検討に当たっての評価対象・評価項目（資料編参照）にも示されているとおり、小中一貫教育の推進や安全性の確保の面から、中学校区単位で評価を行う。

(2) 具体的な検討方法

① 現状と課題の把握

学校規模適正化等の検討に当たっての評価等により、中学校区ごとの各学校の現状と課題を把握する。

② 学校規模適正化に向けた検討

学校規模適正化等検討に当たっての基本的な考え方・進め方や生駒市における「望ましい学校規模の基準」とその考え方、生駒市における「望ましい学校配置の基準」とその考え方を基本として、各中学校区の地域事情や独自の課題等を考慮し、考えられる学校規模適正化の可能性と配置案を作成する。

③ 学校規模適正化の方向性

学校規模適正化の配置案を評価するとともに、地域の事情も勘案しつつ、将来にわたって望ましい教育環境を確保することができる学校適正配置の方向性を示す。

2 各市立小・中学校の学校規模適正化の方向性

(1) 各中学校区における学校規模適正化の方向性(生駒南中学校区、大瀬中学校区を除く)

上記1の前提条件及び具体的な検討方法に従って、検証シート(資料編参照)も活用しつつ、検討を行った結果、市立小・中学校の学校規模適正化の方向性と当該方向性の実現に向けた留意すべき事項等を以下に示す。

ただし、生駒南中学校区及び大瀬中学校区の南地区について、適正規模確保の必要性が「有」と判断した生駒南第二小学校と、小規模で活性化が必要と判断した生駒南中学校区については、他の校区とは別に方向性を示す必要があると判断し、隣接する大瀬中学校区との関係も検討していく必要があることから、後述において方向性を示すこととする。

中学校区名 (小学校名) (資料編ページ数)	学校規模適正化の方向性	
	小中一貫教育の 推進形態	具体的な方向性
生駒中学校区 (生駒小学校(北新町)、俵口小学校、桜ヶ丘小学校)(P.39)	施設分離型	将来的にも「望ましい」学校規模が維持される見込みであることから、現時点では特に適正化に向けた取組は必要ないと判断する。小中一貫教育の方向性に沿った小中一貫教育の取組を進めることが望ましい。

<p>生駒北中学校区 (生駒北小学校) (P. 41)</p>	<p>施設一体型</p>	<p>現在も将来的にも小・中学校ともに、小規模校となってしまう見込みであるが、地域の特性や既に施設一体型小中一貫教育を実施していることで、活性化が図られていることに鑑み、現時点では現状の教育環境を維持することが望ましい。</p>
<p>緑ヶ丘中学校区 (生駒東小学校、生駒小学校(北新町を除く)) (P. 42)</p>	<p>施設分離型</p>	<p>小・中学校ともに、将来的にも「望ましい」学校規模が維持されることが見込まれることから、現時点では特に適正化に向けた取組は必要ないと判断する。小中一貫教育の方向性に沿った小中一貫教育の取組を進めることが望ましい。</p>
<p>鹿ノ台中学校区 (鹿ノ台小学校) (P. 43)</p>	<p>施設一体型 or 施設隣接型</p>	<p>小学校については、「望ましい」学校規模が維持される見込みであるが、中学校は現在も将来的にも小規模が続くことが予想される。地域の特性から、通学区域を変更することも困難であることや小・中学校が隣接していることも踏まえると、施設面の課題が残るものの、長期的には施設一体型の小中一貫教育の実施も視野に入れながら、当面は施設隣接型の小中一貫教育を進めることが望ましい。</p>
<p>上中学校区 (真弓小学校、あすか野小学校) (P. 44)</p>	<p>施設分離型</p>	<p>あすか野小学校については、マンション建設等の開発による児童数の増加はピークを過ぎた傾向にあるものの、上中学校については、あと数年は生徒数の増加が見込まれる。将来的にも真弓小学校を含むすべての小・中学校において、「望ましい」学校規模が維持される見込みであることから、現時点では適正化に向けた取組は不要とし、小中一貫教育を進めることが望ましい。</p>
<p>光明中学校区 (生駒台小学校) (P. 45)</p>	<p>施設分離型</p>	<p>将来的にも「望ましい」学校規模が維持される見込みであることから、現時点では適正化に向けた取組は必要ないと判断する。1小1中の校区であるが、施設一体型の小中一貫教育を実施した場合、児童生徒数の規模も大きくなることを見込まれることから、現状の教育環境を維持した上で、小中一貫教育を進めていくことが望ましい。</p>

(2)生駒南中学校区及び大瀬中学校区における学校規模適正化の方向性

①生駒南中学校区（資料編 P.40）

生駒南中学校及び生駒南第二小学校については、現在も将来的にも小規模が見込まれることから、適正規模確保のための取組が必要であると判断し、具体的な配置案も踏まえつつ、検討を行った結果、委員会としては、将来的な「望ましい規模」の確保のために、生駒南小学校と生駒南第二小学校を統合することが有効な手法の一つであると考えて（資料編 P.48 参照）。具体的には、生駒南第二小学校を生駒南小学校敷地に統合することとし、隣接する生駒南中学校については、生駒南小学校と生駒南第二小学校の統合に併せて、施設一体型の小中一貫教育を進めていく方法若しくは施設隣接型の小中一貫教育を進めていく方法が現時点では考えられる。

しかし、生駒南中学校については、生駒南小学校と生駒南第二小学校が統合したとしても、前提条件である通学区域の変更を伴わない以上、「望ましい規模」を確保することができないことから、後述で課題等を示すこととする。

②大瀬中学校区（資料編 P.47）

生駒南第二小学校以外の小・中学校については、現時点において「望ましい規模」を確保できる見込みであることから、施設分離型の小中一貫教育を進めることが望ましい。

3 今後の学校規模適正化の検討に当たっての進め方について

上記のとおり、市立小・中学校の学校規模適正化の方向性を示したが、今回の検討に当たり、様々な制約により、調査審議できなかつたこと等もあつたことから、以下のとおり、今後の学校規模適正化の検討に当たっての進め方について、課題等を示したい。市教育委員会におかれては、下記の課題等を踏まえ、今後の学校規模適正化に向けた取組を進められたい。

- ・ 今回の学校規模適正化の検討に当たって、前提条件として、地域のコミュニティや学校と地域との協働による学校運営に配慮するという理由から、現在の中学校区及び小学校区を基本に、通学区域の変更に関する検討は行わないこととした。しかし、今後、学校規模及び学校配置適正化の検討を行うに際しては、宅地開発等による児童生徒数の大きな変化等も踏まえ、隣接校選択制や2つの校区を選択できる調整区域も含めて、通学区域の見直しの検討を行い、子どもたちの教育環境の充実に努められたい。
- ・ 前提条件として、通学区域の変更に関する検討を行わないという前提条件下では、生

駒南中学校の学校規模適正化を達成することができない結果となった。参考として、生駒南第二小学校区をすべて生駒南中学校区に編入した場合を検討した結果（資料編 P.50 参照）、生駒南中学校について、将来的にも小規模の状況は変わらず、通学の安全性確保や大瀬中学校区への影響等の課題はあるものの、一定の学校規模は確保できる結果となった。このことから、生駒南中学校の学校規模適正化に当たっては、通学区域の見直しが必要であると考えられることから、本委員会としては、今回の検討も踏まえ、通学区域の見直しや小中一貫教育の推進も視野に入れた生駒南中学校の学校規模適正化の検討が行われることを強く望む。

- ・小中一貫教育を進めていくことにより、子どもたちの教育環境の充実が期待される一方で、教職員の負担が増加することが懸念される。教職員の働き方改革を進めていくことが求められている状況において、できる限り教職員への負担に配慮した上で小中一貫教育を進めていくことが望ましいと考える。
- ・今回の検討結果において、学校規模適正化のために統合することが有効な手法の一つであると判断した学校がある。しかし、学校の統合は、当該学校に通学する児童生徒や保護者、教職員、地域住民に非常に大きな影響を与えることや学校が地域コミュニティの核となっていることが多いこと等を踏まえ、下記の点にも留意した上で、丁寧に協議しつつ、進められることを要望する。

①学校の統合により、地域の教育環境に大きな変化が生じることから、これに伴う児童生徒の心情や保護者、地域住民の学校及び教育に対する思い等を十分に聴き取ること。

②学校の統合により、学校が遠方となる地域が存在することから、特に小学校においては、児童が発達段階であることを考慮し、通学手段の確保のために、公共交通機関の利用又はスクールバスの導入等も視野に入れ、児童生徒の通学負担及び保護者の経済的負担の軽減に努めること。

③学校の統合により、統合後の学校跡地の利活用方法が課題となってくるが、学校は避難所となっており、地域の拠点となる施設であることも踏まえ、統合に伴うコミュニティの希薄化、更なる人口減少を招かぬよう、まちづくりの視点から市長部局とも連携し、地域と十分協議の上、総合的に検討されたい。

【資料編】

生駒市学校教育のあり方検討委員会条例

(設置)

第1条 生駒市教育大綱を踏まえ、本市が設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）における教育の質の向上並びに学校及び教職員への支援に関する検討その他の学校教育のあり方に関する調査及び検討を行うため、生駒市学校教育のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 学校における教育の質の向上に関する事項
- (2) 学校及び教職員への支援に関する事項
- (3) 効率的な学校運営に関する事項
- (4) 小中一貫教育に関する事項
- (5) 学校の規模、通学区域及び配置の適正化に関する事項
- (6) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内及び必要に応じて委嘱する第5条に規定する臨時委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 自治会を代表する者
- (3) 保護者を代表する者
- (4) 学校の長
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席等)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

生駒市学校教育のあり方検討委員会 委員名簿

(敬称略・区分別・五十音順)

区 分	氏 名	所属母体・役職等
学識経験のある者	樋口 幸雄	元生駒市立中学校長
	前田 康二	奈良教育大学教職大学院 准教授
	吉岡 眞知子	東大阪大学 副学長
自治会を代表する者	松尾 正則	生駒市自治連合会 副会長
保護者を代表する者	岡島 保弘	生駒市 PTA 協議会 顧問
	澤 憲子	生駒市 PTA 協議会 副会長
学校の長	上田 直美	生駒市幼稚園長会 (生駒台幼稚園長)
	高島 智春	生駒市校長会 (上中学校長)
	山中 治郎	生駒市校長会 (生駒南第二小学校長)
その他教育委員会が 必要と認める者	有吉 正晃	公募市民
	大谷 英明	公募市民
	川上 徹	公募市民
	米田 恵美子	生駒市保育会 会長
	松嶋 千年	生駒市民生・児童委員連合会 監事

任期：平成30年6月25日から令和2年6月24日まで
 (ただし、松尾委員の任期は、令和元年5月29日から)

生駒市学校教育のあり方検討委員会 委員名簿（部会別）

就学前教育・保育部会

（敬称略・区分別・五十音順）

区 分	氏 名	所属母体・役職等
学識経験者	吉岡 眞知子	東大阪大学 副学長
保護者を代表する者	岡島 保弘	生駒市 PTA 協議会 顧問
学校の長	上田 直美	生駒市園長会（生駒台幼稚園長）
	山中 治郎	生駒市校長会（生駒南第二小学校長）
その他教育委員会が必要と認める者	有吉 正晃	公募市民
	米田 恵美子	生駒市保育会 会長

教育環境向上部会

（敬称略・区分別・五十音順）

区 分	氏 名	役職等
学識経験者	樋口 幸雄	元生駒市立中学校長
保護者を代表する者	澤 憲子	生駒市 PTA 協議会 副会長
学校の長	高島 智春	生駒市校長会（上中学校長）
その他教育委員会が必要と認める者	川上 徹	公募市民
	松嶋 千年	生駒市民生・児童委員連合会 監事

学校規模適正化部会

（敬称略・区分別・五十音順）

区 分	氏 名	役職等
学識経験者	前田 康二	奈良教育大学教職大学院 准教授
自治会を代表する者	松尾 正則	生駒市自治連合会 副会長
保護者を代表する者	岡島 保弘	生駒市 PTA 協議会 顧問
学校の長	高島 智春	生駒市校長会（上中学校長）
	山中 治郎	生駒市校長会（生駒南第二小学校長）
その他教育委員会が必要と認める者	大谷 英明	公募市民

生駒市立小・中学校の今後のあり方に関する検討経緯

年月日	回数	内 容
H30.6.25	全 1	・生駒北小中学校の小中一貫教育の検討及び市の小中一貫教育の方向性並びに今後の児童・生徒数を踏まえた通学区域・学校規模適正化について
H30.7.30	①	・市の小中一貫教育の経緯について ・生駒北小中学校における成果と課題について
H30.8.27	②	・生駒北小中学校における成果と課題について
H30.10.11	全 2	・審議状況の報告
H30.10.29	③	・生駒市の小中一貫教育における成果と課題
H30.11.26	④	・生駒市における小中一貫教育の方向性の決定について
H30.12.17	全 3	・生駒市における小中一貫教育の方向性（素案）について
H31.2.4	⑤	・生駒市における小中一貫教育の方向性（案）について ・学校規模適正化検討の目的及び背景について ・学校規模適正化に関する検討スケジュール（案）について
H31.3.1	全 4	・生駒市における小中一貫教育の方向性について
H31.4.23	⑥	・生駒市における小中一貫教育の方向性について ・生駒市の小中学校の現状と課題について ・学校規模適正化等検討に当たっての基本的な考え方・進め方について
R1.5.30	⑦	・学校規模適正化等検討に当たっての基本的な考え方・進め方について ・「望ましい」学校規模・学校配置について
R1.7.5	⑧	・学校規模適正化等検討に当たっての基本的な考え方・進め方について ・「望ましい」学校規模・学校配置について ・学校規模適正化等検討に当たっての評価項目等について
R1.7.30	⑨	・「望ましい」学校規模・学校配置について ・学校規模適正化等検討に当たっての評価項目等について
R1.8.28	全 5	・審議状況の報告
R1.9.17	⑩	・「望ましい」学校規模について ・学校規模適正化等検討に当たっての評価項目等について ・学校規模適正化等の検討に当たっての前提条件について ・各中学校区における検証について
R1.10.10	⑪	・「望ましい」学校規模・学校規模適正化等検討に当たっての評価項目等・学校規模適正化等の検討に当たっての前提条件について ・各中学校区における検討（生駒北中学校区から）について
R1.11.7	⑫	・各中学校区における検討（生駒南中学校区から）について ・生駒市立小・中学校の学校規模適正化に関する方向性（素案）について
R1.11.22	⑬	・生駒市立小・中学校の今後のあり方についてのパブリックコメント（案）について

学校規模適正化等の検討に当たったの評価対象・評価項目

1 評価対象

評価対象は中学校区単位とし、併せて当該中学校区の小学校の今後の方向性も検討を行う。

2 評価項目

評価項目は、「望ましい」学校規模・学校配置の基準との整合性を図るとともに、将来的な児童生徒数推計や生駒市の小中一貫教育の方向性、地域との連携等を踏まえ、下記の評価項目を設定し、評価項目に基づき評価を行う。

評価項目	傾斜配点(※)	◎:特に望ましい状態(15点)	○:望ましい状態(10点)	△:課題がある(5点)	×:改善困難な課題がある(0点)
適正な学校規模の確保 (2040(R22)年推計時点)	×2	将来にわたって適正規模を確保できる見込みである。		将来的に適正規模を確保できない見込みである。	現在においても、将来的においても適正規模を確保できない見込みである。
教育内容(小中一貫教育の推進)	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、学校間で教職員や児童生徒の移動がしやすい。	学校間で比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。	学校間で教職員や児童生徒の移動がしにくい。	
安全性(通学条件)	×1	「望ましい学校配置の基準」に定める基本となる適正な通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)と安全性を確保できる。		「望ましい学校配置の基準(案)」に定める適正な通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)を超えるものの、安全性を確保できている。	「望ましい学校配置の基準(案)」に定める適正な通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)を超える地域があり、安全性の確保に課題がある。
学校運営(地域との連携・協働)	×1		地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。	

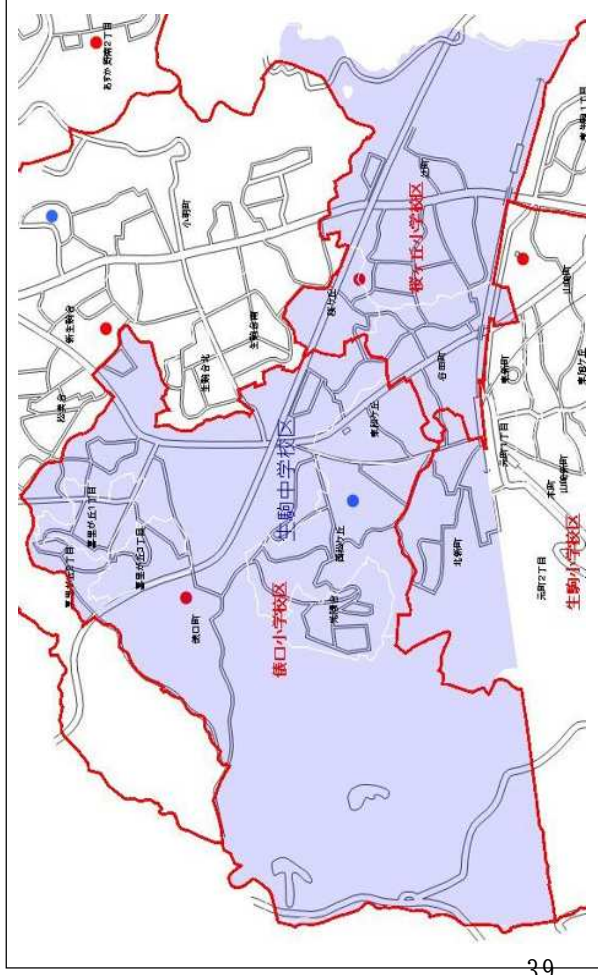
※学校教育の教育的視点、学校運営面からも適正な学校規模の確保は重要な要素であることから、傾斜配分として×2とする。

【統合する場合の評価項目】

評価項目	傾斜配点	◎:特に望ましい状態(15点)	○:望ましい状態(10点)	△:課題がある(5点)	×:改善困難な課題がある(0点)
効率性(既存学校敷地等の活用)	×1	統合する学校の既存の学校敷地等を活用できる。		統合する学校の既存の学校敷地等の活用に課題がある。	×:改善困難な課題がある(0点) 統合する学校の既存の学校敷地等の活用が困難である。
教育環境(学校周辺の公共施設(図書館、プール等)の活用)	×1	教育環境の向上に資する公共施設等に、休み時間を利用して移動が可能である。	教育環境の向上に資する公共施設等に、休み時間を利用しての移動は困難だが、徒歩圏内である。		教育環境の向上に資する公共施設等がない。

当該中学校区の小学校 生駒小学校(北新町)、俵口小学校、桜ヶ丘小学校

通学区図



児童生徒数推計

	R1	R7	R12	R17	R22
生駒中	568	16	459	416	389
生駒小	585	19	666	614	591
俵口小	481	17	558	471	452
桜ヶ丘小	697	22	504	426	406

※R1とR22右側の数字は学級数
※児童数推計は、隣接校選択制の利用は反映していません

「望ましい」学校規模の基準
小学校 12～24学級
中学校 9～18学級(19～21学級も許容範囲)

「望ましい」学校配置の基準
小学校 4km以内
中学校 6km以内

評価項目	傾斜 配点 (※)	◎:特に望ましい状態(15点)	○:望ましい状態(10点)	△:課題がある(5点)	×:改善困難な課題がある(0点)
適正な学校規模の確保 (2040(R22)年推計時点)	x2	将来にわたって適正規模を確保できる見込みである。		将来に適正規模を確保できない見込みである。	現在においても、将来的においても適正規模を確保できない見込みである。
教育内容(小中一貫教育の推進)	x1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、学校間で教職員や児童生徒の移動がしやすい。	学校間で比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。	学校間で教職員や児童生徒の移動がしにくい。	
安全性(通学条件)	x1	「望ましい」学校配置の基準(案)に定める基本となる適正な通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)と安全性を確保できる。		「望ましい」学校配置の基準(案)に定める適正な通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)を超えるものの、安全性を確保できる。	「望ましい」学校配置の基準(案)に定める適正な通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)を超える地域があり、安全性の確保に課題がある。
学校運営(地域との連携・連携)	x1		地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	

現状における評価
生駒中学校

適正な学校規模の確保	教育内容 (小中一貫教育の推進)	安全性(通学条件)	学校運営 (地域との協働・連携)	計
◎(30点)	△(5点)	◎(15点)	○(10点)	60点

生駒小学校

適正な学校規模の確保	教育内容 (小中一貫教育の推進)	安全性(通学条件)	学校運営 (地域との協働・連携)	計
◎(30点)	△(5点)	◎(15点)	○(10点)	60点

俵口小学校

適正な学校規模の確保	教育内容 (小中一貫教育の推進)	安全性(通学条件)	学校運営 (地域との協働・連携)	計
◎(30点)	△(5点)	◎(15点)	○(10点)	60点

桜ヶ丘小学校

適正な学校規模の確保	教育内容 (小中一貫教育の推進)	安全性(通学条件)	学校運営 (地域との協働・連携)	計
◎(30点)	△(5点)	◎(15点)	○(10点)	60点

※評価(点数)については、あくまでも参考であり、点数のみをもって評価するものではない。

評価項目以外に考慮すべき事項

- ・引き続き使用するに当たっては、全部もしくは一部校舎について、長寿命化改修等が必要(生駒中学校、生駒小学校、俵口小学校)
- ・生駒中学校については、本館が改築済(H21)
- ・桜ヶ丘小学校は、大規模改修済(H27・H28)

今後必要な対応策

小中一貫教育の推進形態

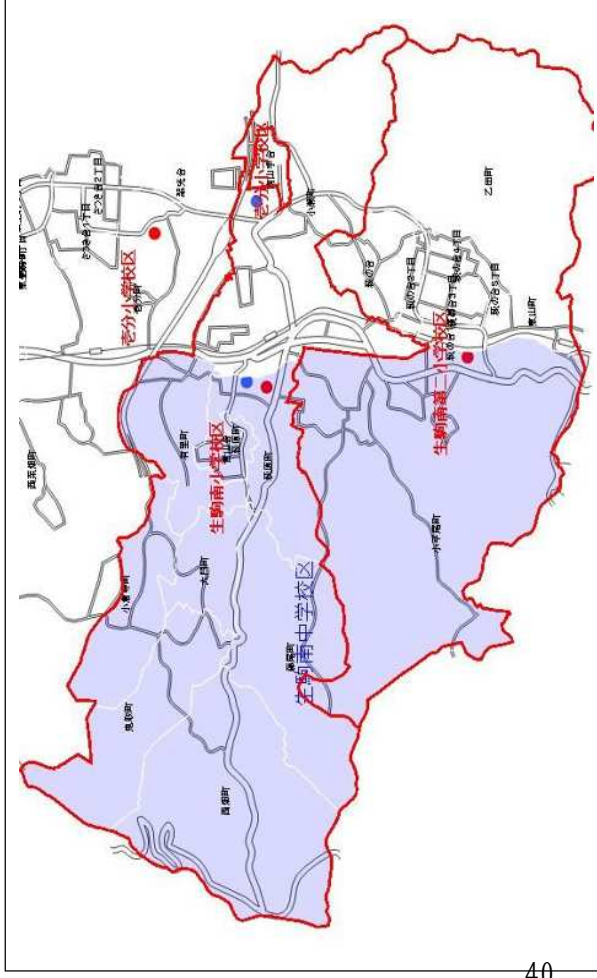
施設分離型

小学校適正規模確保の
必要性の有無

無

当該中学校区の小学校 生駒南小学校、生駒南第二小学校(小平尾町)

通学区域図



児童生徒数推計

	R1	R7	R12	R17	R22
生駒南中	193	6	205	193	163
生駒南小	424	14	403	370	325
生駒南第二小	211	8	183	169	149

※R1とR22右側の数字は学級数
※児童数推計は、隣接校選択制の利用は反映していません

評価項目	配点(※)	◎:特に望ましい状態(15点)	○:望ましい状態(10点)	△:課題がある(5点)	×:改善困難な課題がある(0点)
適正な学校規模の確保 (2040(R22)年推計時点)	x2	将来にわたって適正規模を確保できる見込みである。		将来的に適正規模を確保できない見込みである。	現在においても、将来的においても適正規模を確保できない見込みである。
教育内容(小中一貫教育の推進)	x1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、学校間で教職員や児童生徒の移動がしやすい。	学校間で比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。	学校間で教職員や児童生徒の移動がしにくい。	
安全性(通学条件)	x1	「望ましい」学校配置の基準(案)に定める基本となる適正な通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)を超えるもの性を確保できる。		「望ましい」学校配置の基準(案)に定める適正な通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)を超えるものがあ、安全性の確保に課題がある。	
学校運営(地域との連携・連携)	x1		地域拠点として、地域住民の学校生活が現状以上の程度で可能と見込める。	地域拠点として、地域住民の学校生活が現状以上の程度で可能と見込める。	

「望ましい」学校規模の基準
小学校 12~24学級 4km以内
中学校 9~18学級(19~21学級も許容範囲) 6km以内

現状における評価
生駒南中学校

適正な学校規模の確保	教育内容(小中一貫教育の推進)	安全性(通学条件)	学校運営(地域との協働・連携)	計
x(0点)	◎(15点)	△(5点)	○(10点)	30点

生駒南第二小学校

適正な学校規模の確保	教育内容(小中一貫教育の推進)	安全性(通学条件)	学校運営(地域との協働・連携)	計
x(0点)	△(5点)	◎(15点)	○(10点)	30点

評価項目以外に考慮すべき事項

・引き続き使用するに当たっては、全部もしくは一部校舎について、改築又は長寿命化改修等が必要(生駒南中学校、生駒南小学校、生駒南第二小学校)

※評価(点数)については、あくまでも参考であり、点数のみをもって評価するものではない。

生駒南小学校

適正な学校規模の確保	教育内容(小中一貫教育の推進)	安全性(通学条件)	学校運営(地域との協働・連携)	計
◎(30点)	◎(15点)	△(5点)	○(10点)	60点

今後必要な対応策

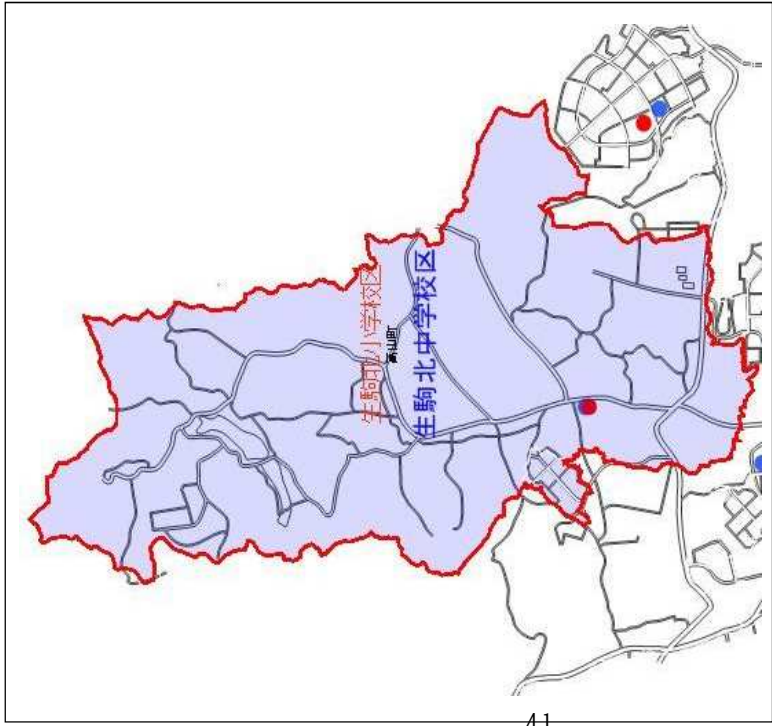
小中一貫教育の推進形態 施設一体型 OR 施設隣接型 OR 施設分離型

小学校適正規模確保の必要性の有無

有

当該中学校区の小学校 生駒北小学校

通学区域図



児童生徒数推計

	R1	R7	R12	R17	R22
生駒北中	93	3	65	59	3
生駒北小	157	6	124	114	108
					6

※R1とR22右側の数字は学級数
 ※児童数推計は、隣接校選択制の利用は反映していません

「望ましい」学校規模の基準
 小学校 12～24学級 4km以内
 中学校 9～18学級(19～21学級も許容範囲) 6km以内

「望ましい」学校配置の基準
 小学校 4km以内
 中学校 6km以内

評価項目	評価	◎:特に望ましい状態(15点)	○:望ましい状態(10点)	△:課題がある(5点)	×:改善困難な課題がある(0点)
適正な学校規模の確保 (2040(R22)年推計時点)	x2	将来にわたって適正規模を確保できる見込みである。		将来的に適正規模を確保できない見込みである。	現在においても、将来的においても適正規模を確保できない見込みである。
教育内容(小中一貫教育の推進)	x1	小学校と中学校が隣接、または同一敷地内にあり、学校間で教職員や児童生徒の移動がしやすい。	学校間で比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。	学校間で教職員や児童生徒の移動がしにくい。	
安全性(通学条件)	x1	「望ましい」学校配置の基準」に定める基本となる適正な通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)と安全性を確保できる。		「望ましい」学校配置の基準(案)に定める適正な通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)を超えるものの、安全性を確保できる。	「望ましい」学校配置の基準(案)に定める適正な通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)を超える地域があり、安全性の確保に課題がある。
学校運営(地域との連携・協働)	x1		地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。	

現状における評価
 生駒北中学校

適正な学校規模の確保	教育内容(小中一貫教育の推進)	安全性(通学条件)	学校運営(地域との協働・連携)	計
×(0点)	◎(15点)	△(5点)	○(10点)	30点

生駒北小学校

適正な学校規模の確保	教育内容(小中一貫教育の推進)	安全性(通学条件)	学校運営(地域との協働・連携)	計
×(0点)	◎(15点)	△(5点)	○(10点)	30点

※評価(点数)については、あくまでも参考であり、点数のみをもって評価するものではない。

評価項目以外に考慮すべき事項

・生駒北中学校については、既に施設一体型の小中一貫教育を実施済。

今後必要な対応策

小中一貫教育の推進形態

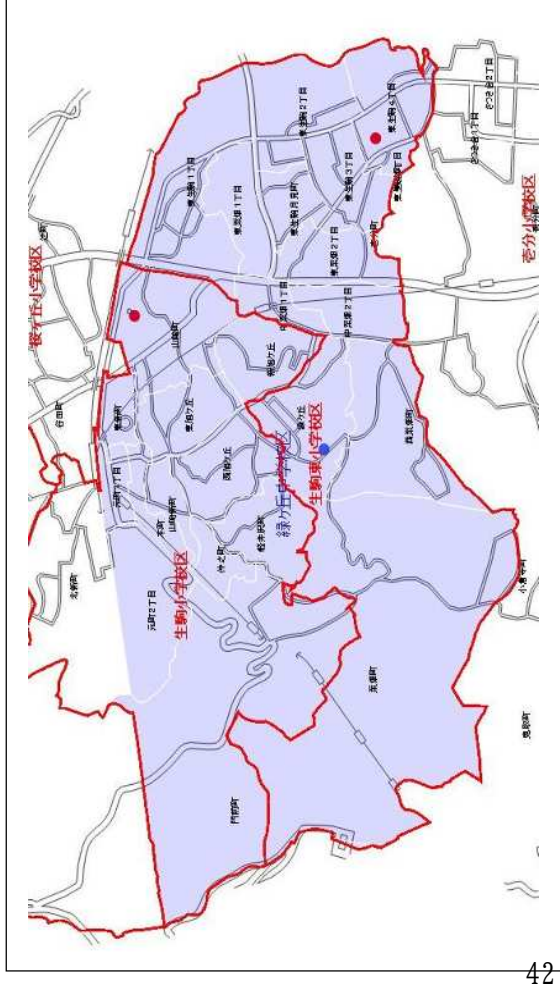
施設一体型

小学校適正規模確保の
 必要性の有無

無

当該中学校区の小学校 生駒東小学校、生駒小学校(北新町を除く)

通学区域図



児童生徒数推計

	R1	R7	R12	R17	R22
緑ヶ丘中	486	13	449	423	359
生駒東小	586	19	457	421	370
生駒小	585	19	728	666	591

※R1とR22右側の数字は学級数

※児童数推計は、隣接校選択制の利用は反映していません

評価項目	評価ポイント(※)	「望ましい」学校配置の基準			
		◎:特に望ましい状態(15点)	○:望ましい状態(10点)	△:課題がある(5点)	×:改善困難な課題がある(0点)
適正な学校規模の確保(2040(R22)年推計時点)	×2	標準はわかって適正規模を確保できる見込みである。		標準的に適正規模を確保できない見込みである。	現在においても、将来的においても適正規模を確保できない見込みである。
教育内容(小中一貫教育の推進)	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内におき、学校間で教職員や児童生徒の移動がしやすいため、児童生徒の移動がしやすい。	学校間で比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。	学校間で教職員や児童生徒の移動が難しい。	
安全性(通学条件)	×1	「望ましい」学校配置の基準に定める基本となる適正な通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)と安全性を確保できる。		「望ましい」学校配置の基準(案)に定める適正な通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)を超えるものがあり、安全性を確保できない。	「望ましい」学校配置の基準(案)に定める適正な通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)を超えるものがあり、安全性の確保に課題がある。
学校運営(地域との連携・協働)	×1		地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見られる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見られる。	

現状における評価
緑ヶ丘中学校

適正な学校規模の確保	教育内容(小中一貫教育の推進)	安全性(通学条件)	学校運営(地域との協働・連携)	計
◎(30点)	△(5点)	◎(15点)	○(10点)	60点

生駒小学校

適正な学校規模の確保	教育内容(小中一貫教育の推進)	安全性(通学条件)	学校運営(地域との協働・連携)	計
◎(30点)	△(5点)	◎(15点)	○(10点)	60点

評価項目以外に考慮すべき事項

引き続き使用するに当たっては、全部もしくは一部校舎について、長寿命化改修が必要(緑ヶ丘中学校、生駒東小学校、生駒小学校)

※評価(点数)については、あくまでも参考であり、点数のみをもって評価するものではない。

生駒東小学校

適正な学校規模の確保	教育内容(小中一貫教育の推進)	安全性(通学条件)	学校運営(地域との協働・連携)	計
◎(30点)	△(5点)	◎(15点)	○(10点)	60点

今後必要な対応策

小中一貫教育の推進形態

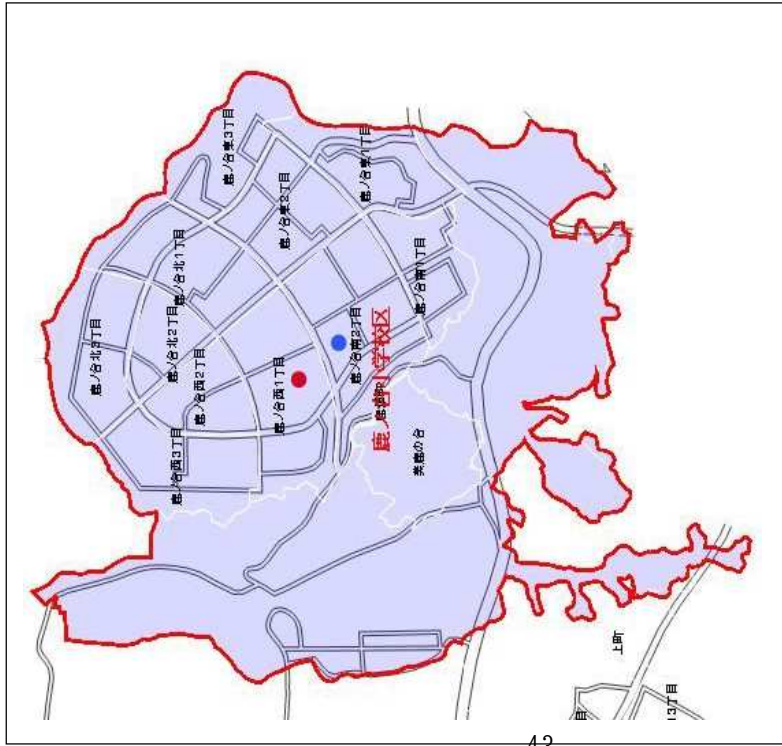
施設分離型

小学校適正規模確保の
必要性の有無

無

当該中学校区の小学校 鹿ノ台小学校

通学区域図



児童生徒数推計

	R1	R7	R12	R17	R22
鹿ノ台中	271	8	255	219	203
鹿ノ台小	608	20	520	440	422
					14

※R1とR22右側の数字は学級数
 ※児童数推計は、隣接校選択制の利用は反映していません

「望ましい」学校規模の基準
 小学校 12～24学級
 中学校 9～18学級(19～21学級も許容範囲)

評価項目	評価ポイント(※)	◎:特に望ましい状態(15点)	○:望ましい状態(10点)	△:課題がある(5点)	×:改善困難な課題がある(0点)
適正な学校規模の確保 (2040(R22)年推計時点)	x2	将来にわたって適正規模を確保できると見込みである。		将来的に適正規模を確保できない見込みである。	現在においても、将来的においても適正規模を確保できない見込みである。
教育内容(小中一貫教育の推進)	x1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、学校間で教職員や児童生徒の移動がしやすい。	学校間で比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。	学校間で教職員や児童生徒の移動がしにくい。	
安全性(通学条件)	x1	「望ましい」学校配置の基準に定める基本となる適正な通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)と安全性を確保できる。		「望ましい」学校配置の基準(案)に定める適正な通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)を超えるものの、安全性を確保できる。	「望ましい」学校配置の基準(案)に定める適正な通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)を超える地域があり、安全性の確保に課題がある。
学校運営(地域との連携・協働)	x1		地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	

現状における評価

鹿ノ台中学校

鹿ノ台小学校

適正な学校規模の確保	教育内容(小中一貫教育の推進)	安全性(通学条件)	学校運営(地域との協働・連携)	計
×(0点)	◎(15点)	◎(15点)	○(10点)	40点

適正な学校規模の確保	教育内容(小中一貫教育の推進)	安全性(通学条件)	学校運営(地域との協働・連携)	計
◎(30点)	◎(15点)	◎(15点)	○(10点)	70点

評価項目以外に考慮すべき事項

- 引き続き使用するに当たっては、全部もしくは一部校舎について、長寿命化改修等が必要(鹿ノ台小学校)
- 鹿ノ台中学校については、スーパーエコスクールとして、大規模改修済(H26～H27)。

※評価(点数)については、あくまでも参考であり、点数のみをもって評価するものではない。

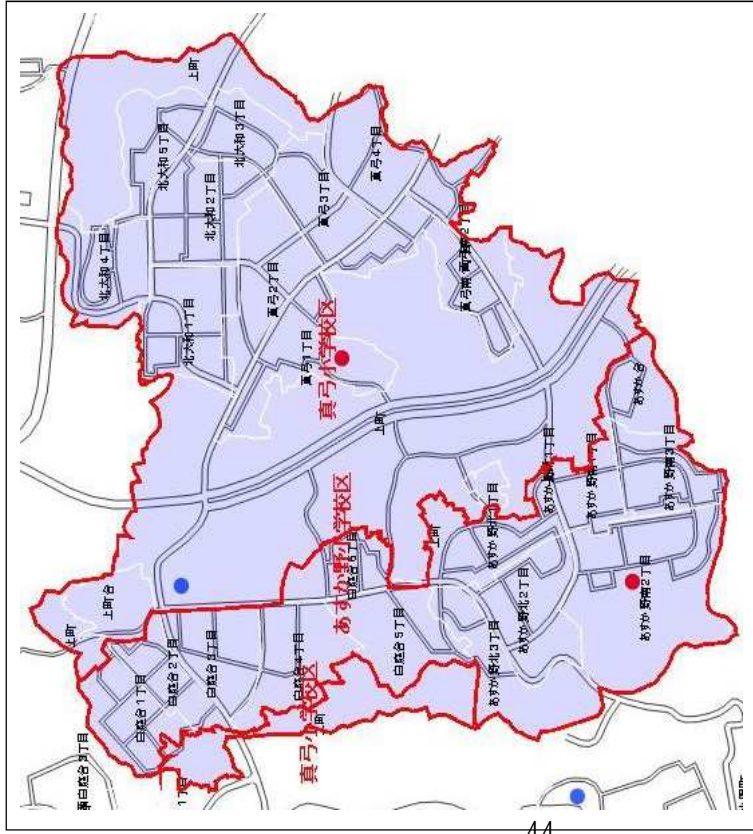
今後必要な対応策

小中一貫教育の推進形態 施設一体型 or 施設隣接型

小学校適正規模確保の必要性の有無 無

当該中学校区の小学校 真弓小学校、あすか野小学校

通学区域図



児童生徒数推計

	R1	R7	R12	R17	R22
上中	647	18	689	591	549
真弓小	642	21	482	444	390
あすか野小	989	31	861	794	698

※R1とR22右側の数字は学級数
※児童数推計は、隣接校選択制の利用は反映していません

「望ましい」学校規模の基準
小学校 12～24学級
中学校 9～18学級(19～21学級も許容範囲)

「望ましい」学校配置の基準
小学校 4km以内
中学校 6km以内

評価項目	◎:特に望ましい状態(15点)	○:望ましい状態(10点)	△:課題がある(5点)	×:改善困難な課題がある(0点)
適正な学校規模の確保 (2040(R22)年推計時点)	将来にわたって適正規模を確保できる見込みである。		将来的に適正規模を確保できない見込みである。	現在においても、将来的においても適正規模を確保できない見込みである。
教育内容(小中一貫教育の推進)	小学校と中学校が隣接、または同一敷地内にあり、学校間で教職員や児童生徒の移動がしやされ、	学校間で比較的教職員や児童生徒の移動がしやされ、	学校間で教職員や児童生徒の移動がしやされない。	
安全性(通学条件)	「望ましい」学校配置の基準に定める基本となる適正な通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)と安全性を確保できる。	「望ましい」学校配置の基準(※)に定める適正な通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)を超えるものの、安全性を確保できる。	「望ましい」学校配置の基準(※)に定める適正な通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)を超えるものがあり、安全性の確保に課題がある。	
学校運営(地域との連携・連携)		地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。	

現状における評価
上中学校

適正な学校規模の確保	教育内容(小中一貫教育の推進)	安全性(通学条件)	学校運営(地域との協働・連携)	計
◎(30点)	△(5点)	◎(15点)	○(10点)	60点

あすか野小学校

適正な学校規模の確保	教育内容(小中一貫教育の推進)	安全性(通学条件)	学校運営(地域との協働・連携)	計
◎(30点)	△(5点)	◎(15点)	○(10点)	60点

※評価(点数)については、あくまでも参考であり、点数のみをもって評価するものではない。

評価項目以外に考慮すべき事項

・引き続き使用するに当たっては、全部もしくは一部校舎が必要(上中学校、真弓小学校、あすか野小学校)

今後必要な対応策

小中一貫教育の推進形態

施設分離型

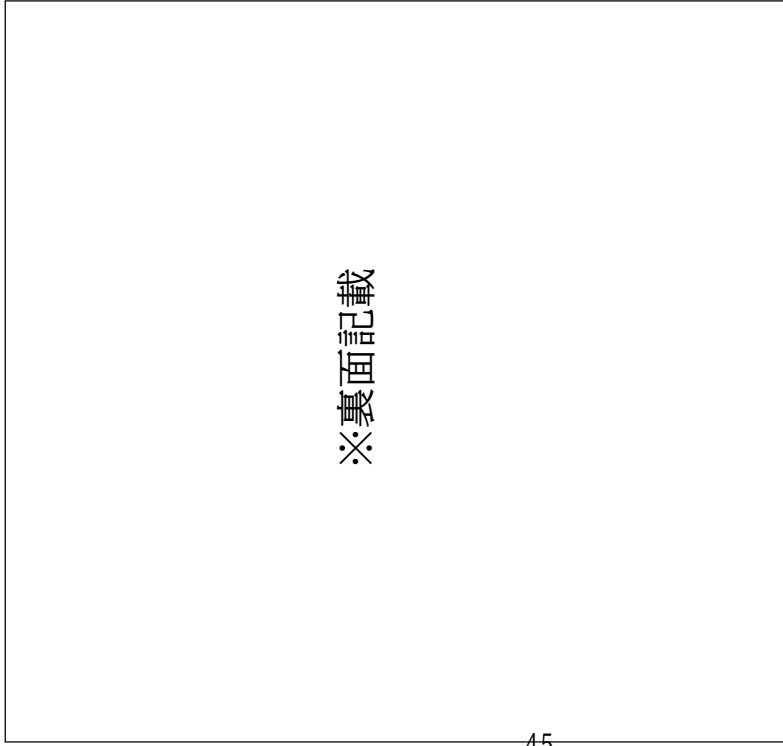
小学校適正規模確保の必要性の有無

無

当該中学校区の小学校 生駒台小学校

通学区域図

児童生徒数推計



	R1	R7	R12	R17	R22
光明中	400	12	339	290	271
生駒台小	805	25	676	621	571
				548	19

※R1とR22右側の数字は学級数

※児童数推計は、隣接校選択制の利用は反映していません

※裏面記載

「望ましい」学校規模の基準 小学校 12～24学級 中学校 9～18学級(19～21学級も許容範囲)		「望ましい」学校配置の基準 小学校 4km以内 中学校 6km以内	
評価項目	◎:特に望ましい状態(15点) ○:望ましい状態(10点)	△:課題がある(5点)	×:改善困難な課題がある(0点)
適正な学校規模の確保 (2040(R22)年推計時点) ×2	将来にわたって適正規模を確保できる見込みである。	将来的に適正規模を確保できない見込みである。	現在においても、将来的においても適正規模を確保できない見込みである。
教育内容(小中一貫教育の推進) ×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、学校間で教職員や児童生徒の移動がしやすい。	学校間で教職員や児童生徒の移動がしにくい。	
安全性(通学条件) ×1	「望ましい学校配置の基準」に定める基本となる適正な通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)と安全性を確保できる。	「望ましい学校配置の基準(案)」に定める適正な通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)を超えるものがあり、安全性を確保できる。	「望ましい学校配置の基準(案)」に定める適正な通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)を超えるものがあり、安全性の確保に課題がある。
学校運営(地域との連携・協働) ×1	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。	

現状における評価
光明中学校

適正な学校規模の確保	教育内容(小中一貫教育の推進)	安全性(通学条件)	学校運営(地域との協働・連携)	計
◎(30点)	△(5点)	△(5点)	○(10点)	50点

生駒台小学校

適正な学校規模の確保	教育内容(小中一貫教育の推進)	安全性(通学条件)	学校運営(地域との協働・連携)	計
◎(30点)	△(5点)	△(5点)	○(10点)	50点

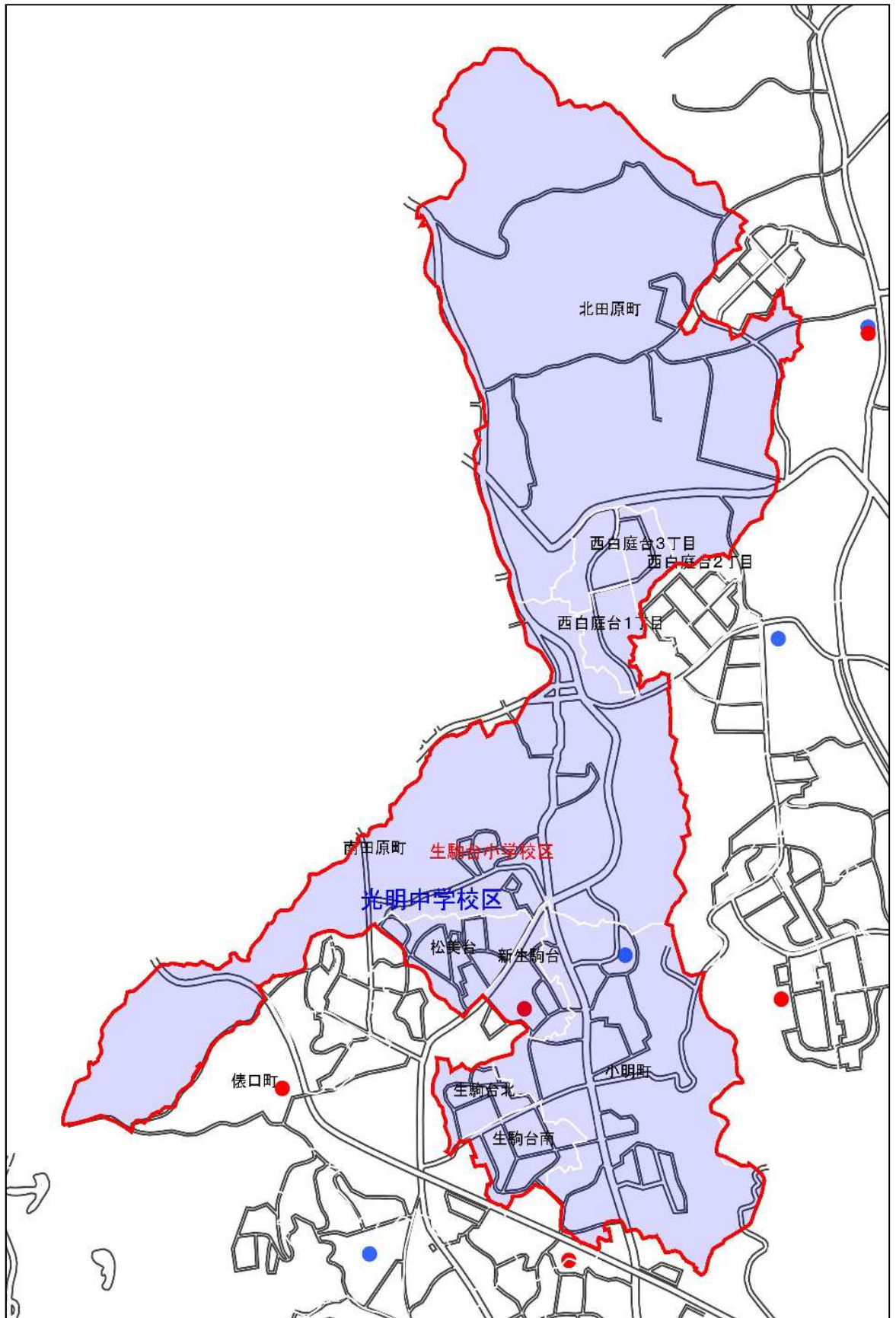
※評価(点数)については、あくまでも参考であり、点数のみをもって評価するものではない。

評価項目以外に考慮すべき事項

- ・引き続き使用するに当たっては、全部もしくは一部校舎については、長寿命化改修が必要(光明中学校、生駒台小学校)。
- ・生駒台小学校の校舎については、一棟改築済。

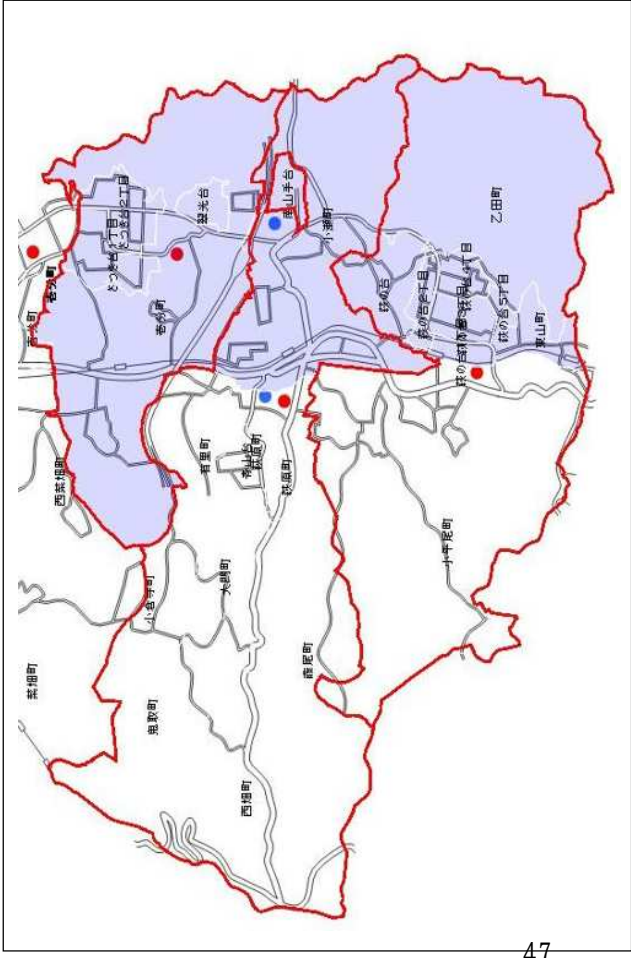
今後必要な対応策

小中一貫教育の推進形態	施設分離型
小学校適正規模確保の必要性の有無	無



当該中学校区の小学校 生駒南小学校(小瀬町)、巻分小学校、生駒南第二小学校(小平尾町を除く)

通学区域図



児童生徒数推計

	R1	R7	R12	R17	R22
大瀬中	538	15	435	409	346
生駒南小	424	14	403	370	340
巻分小	744	23	718	659	606
生駒南第二小	211	8	183	169	153
				149	6

※R1とR22右側の数字は学級数
※児童数推計は、隣接校選択制の利用は反映していません

評価項目	評価	◎:特に望ましい状態(15点)	○:望ましい状態(10点)	△:課題がある(5点)	×:改善困難な課題がある(0点)
適正な学校規模の確保 (2040(R22)年推計時点)	×2	標準はわかって適正規模を確保できる見込みである。		標準的に適正規模を確保できない見込みである。	現在においても、将来的においても適正規模を確保できない見込みである。
教育内容(小中一貫教育の推進)	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内におき、学校間で教職員や児童生徒の移動がしやすい。	学校間で比較教職員や児童生徒の移動がしやすい。	学校間で教職員や児童生徒の移動が難しい。	
安全性(通学条件)	×1	「望ましい」学校配置の基準に定める基本となる適正な通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)と安全性を確保できる。			「望ましい」学校配置の基準(案)に定める適正な通学距離(小学校4km以内、中学校6km以内)を超えるものがあり、安全性を確保できない。
学校運営(地域との連携・協働)	×1		地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の程度で可能と見られる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の程度で可能と見られる。	

「望ましい」学校配置の基準
小学校 4km以内
中学校 6km以内

現状における評価
大瀬中学校

適正な学校規模の確保	教育内容(小中一貫教育の推進)	安全性(通学条件)	学校運営(地域との協働・連携)	計
◎(30点)	△(5点)	△(5点)	○(10点)	50点

生駒南小学校

適正な学校規模の確保	教育内容(小中一貫教育の推進)	安全性(通学条件)	学校運営(地域との協働・連携)	計
◎(30点)	△(5点)	◎(15点)	○(10点)	60点

巻分小学校

適正な学校規模の確保	教育内容(小中一貫教育の推進)	安全性(通学条件)	学校運営(地域との協働・連携)	計
◎(30点)	△(5点)	◎(15点)	○(10点)	60点

生駒南第二小学校

適正な学校規模の確保	教育内容(小中一貫教育の推進)	安全性(通学条件)	学校運営(地域との協働・連携)	計
×(0点)	△(5点)	◎(15点)	○(10点)	30点

※評価(点数)については、あくまでも参考であり、点数のみをもって評価するものではない。

評価項目以外に考慮すべき事項

引き続き使用するに当たっては、全部もしくは一部校舎について、改築もしくは長寿命化改修等が必要(大瀬中学校、生駒南小学校、巻分小学校、生駒南第二小学校)

今後必要な対応策

小中一貫教育の推進形態

施設分離型

小学校適正規模確保の
必要性の有無

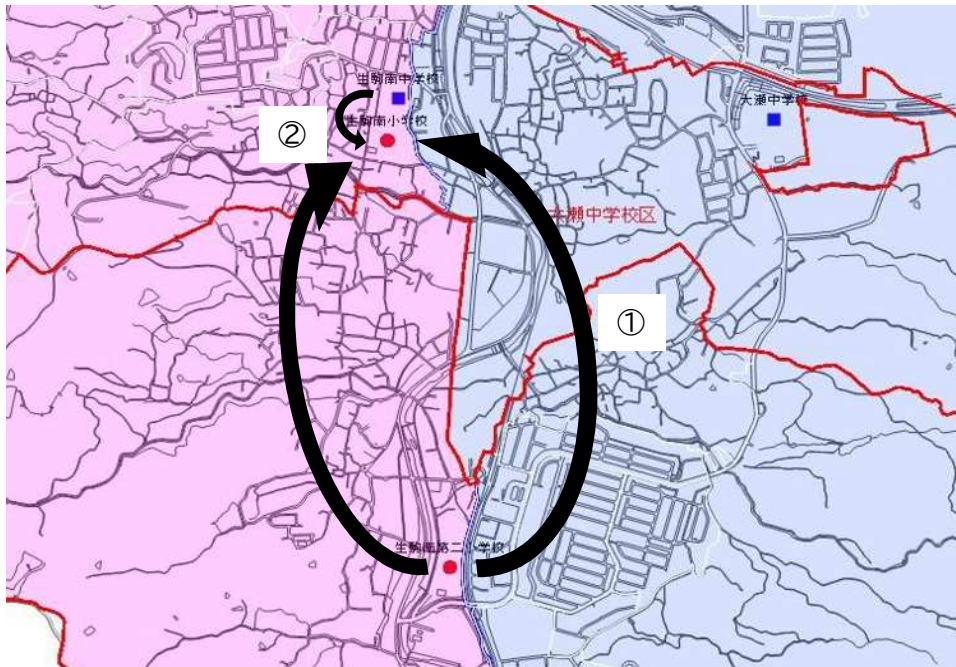
有

配置案① 生駒南小学校と生駒南第二小学校を生駒南小学校敷地に統合

小中一貫教育推進形態	施設隣接型
------------	-------

配置案② 生駒南小学校と生駒南第二小学校を生駒南小学校敷地に統合し、生駒南中学校も併せて施設一体型の小中一貫校の実施

小中一貫教育推進形態	施設一体型
------------	-------



児童生徒数推計（配置案①・②・③・④共通）

	R1	R7	R12	R17	R22	
生駒南中	193	6	205	193	175	6
生駒南・生駒南第二小	635	19	586	539	493	15

※R1とR22の右欄の数字は学級数
 ※児童数推計は隣接校選択制の利用は反映していません
 ※学級数は、第1学年30人程度・第2学年35人程度学級とし、少人数編成は想定していません

配置案の評価

配置案①

生駒南・生駒南第二小学校

適正な学校規模の確保	教育内容 (小中一貫教育の推進)	安全性 (通学条件)	学校運営 (地域との協働・連携)	効率性 (既存学校敷地等の活用)	教育環境 (学校周辺の公共施設 (図書館、プール等)の活用)	計
◎(30点)	◎(15点)	×(0点)	○(10点)	◎(15点)	◎(15点)	85点

生駒南中学校

適正な学校規模の確保	教育内容 (小中一貫教育の推進)	安全性 (通学条件)	学校運営 (地域との協働・連携)	計
×(0点)	◎(15点)	△(5点)	○(10点)	30点

配置案②

生駒南・生駒南第二小学校

適正な学校規模の確保	教育内容 (小中一貫教育の推進)	安全性 (通学条件)	学校運営 (地域との協働・連携)	効率性 (既存学校敷地等の活用)	教育環境 (学校周辺の公共施設 (図書館、プール等)の活用)	計
◎(30点)	◎(15点)	×(0点)	○(10点)	◎(15点)	◎(15点)	85点

生駒南中学校

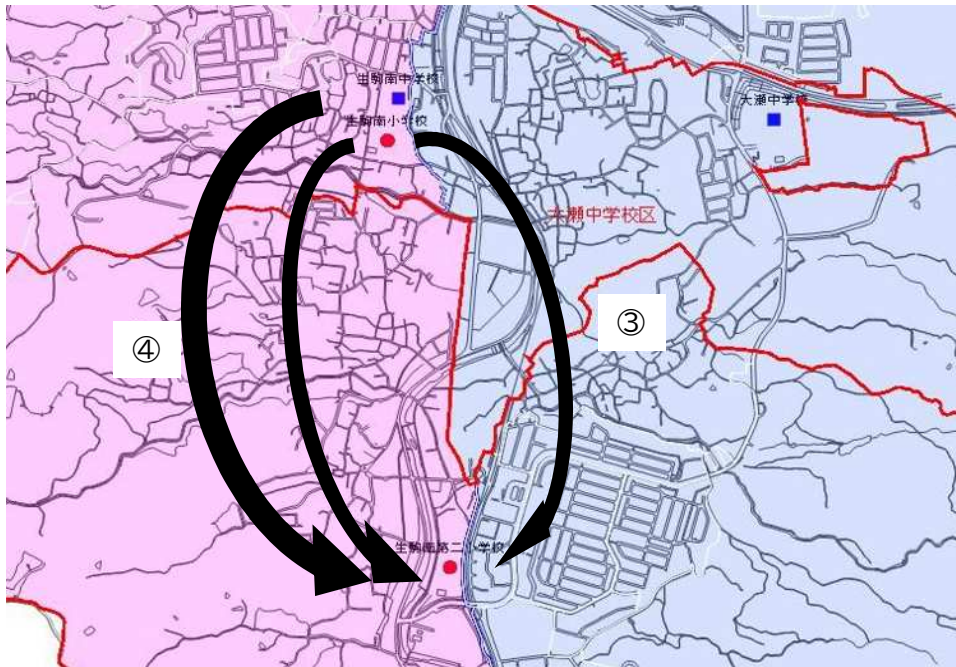
適正な学校規模の確保	教育内容 (小中一貫教育の推進)	安全性 (通学条件)	学校運営 (地域との協働・連携)	効率性 (既存学校敷地等の活用)	教育環境 (学校周辺の公共施設 (図書館、プール等)の活用)	計
×(0点)	◎(15点)	△(5点)	○(10点)	◎(15点)	◎(15点)	60点

配置案③ 生駒南小学校と生駒南第二小学校を生駒南第二小学校敷地に統合

小中一貫教育推進形態	施設分離型
------------	-------

配置案④ 生駒南小学校と生駒南第二小学校を生駒南第二小学校敷地に統合し、生駒南中学校も併せて施設一体型の小中一貫教育を実施

小中一貫教育推進形態	施設一体型
------------	-------



児童生徒数推計（配置案①・②・③・④共通）

	R1	R7	R12	R17	R22	
生駒南中	193	6	205	193	175	6
生駒南・生駒南第二小	635	19	586	539	493	15

※R1とR22の右欄の数字は学級数
 ※児童数推計は隣接校選択制の利用は反映していません
 ※学級数は、第1学年30人程度・第2学年35人程度学級とし、少人数編成は想定していません

配置案の評価

配置案③

生駒南・生駒南第二小学校

適正な学校規模の確保	教育内容 (小中一貫教育の推進)	安全性 (通学条件)	学校運営 (地域との協働・連携)	効率性 (既存学校敷地等の活用)	教育環境 (学校周辺の公共施設 (図書館、プール等)の活用)	計
◎(30点)	△(5点)	×(0点)	○(10点)	◎(15点)	◎(15点)	75点

生駒南中学校

適正な学校規模の確保	教育内容 (小中一貫教育の推進)	安全性 (通学条件)	学校運営 (地域との協働・連携)	計
×(0点)	△(5点)	△(5点)	○(10点)	20点

配置案④

生駒南・生駒南第二小学校

適正な学校規模の確保	教育内容 (小中一貫教育の推進)	安全性 (通学条件)	学校運営 (地域との協働・連携)	効率性 (既存学校敷地等の活用)	教育環境 (学校周辺の公共施設 (図書館、プール等)の活用)	計
◎(30点)	◎(15点)	×(0点)	○(10点)	△(5点)	◎(15点)	75点

生駒南中学校

適正な学校規模の確保	教育内容 (小中一貫教育の推進)	安全性 (通学条件)	学校運営 (地域との協働・連携)	効率性 (既存学校敷地等の活用)	教育環境 (学校周辺の公共施設 (図書館、プール等)の活用)	計
×(0点)	◎(15点)	△(5点)	○(10点)	△(5点)	◎(15点)	50点

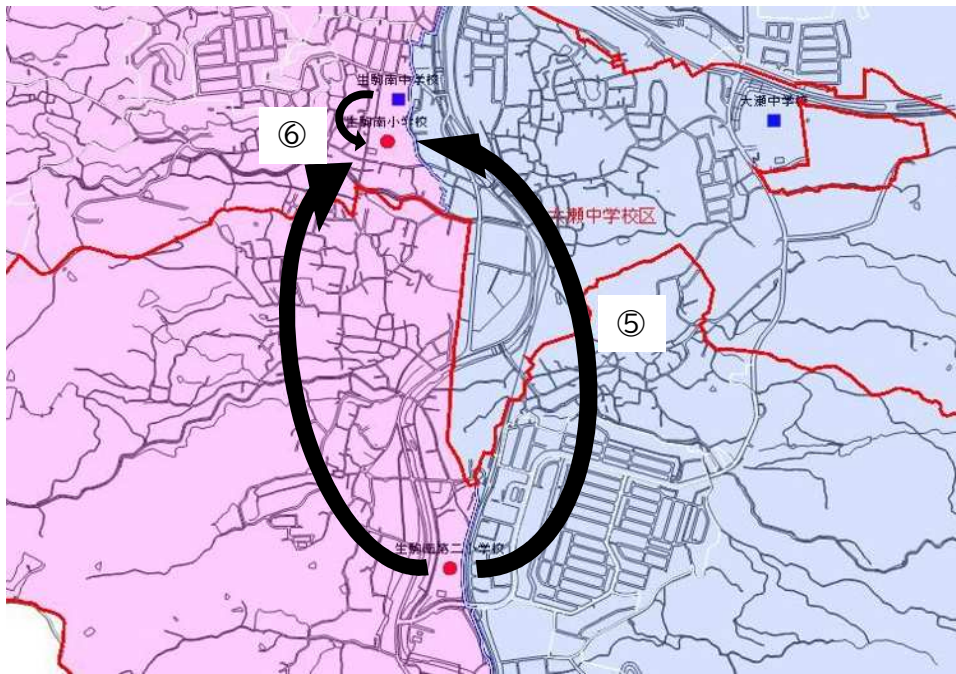
【参考：生駒南第二小学校区をすべて生駒南中学校区に編入した場合】

配置案⑤ 生駒南小学校と生駒南第二小学校を生駒南小学校敷地に統合

小中一貫教育推進形態	施設隣接型
------------	-------

配置案⑥ 生駒南小学校と生駒南第二小学校を生駒南小学校敷地に統合し、
生駒南中学校も併せて施設一体型の小中一貫校を実施

小中一貫教育推進形態	施設一体型
------------	-------



児童生徒数推計（配置案⑤・⑥共通）

	R1	R7	R12	R17	R22		
生駒南中	294	9	291	274	247	234	8
生駒南・ 生駒南第二小	635	19	586	539	493	474	15

※R1とR22の右欄の数字は学級数
 ※児童数推計は隣接校選択制の利用は反映していません
 ※学級数は、第1学年30人程度・第2学年35人程度学級とし、
 少人数編成は想定していません

配置案の評価

配置案⑤

生駒南・生駒南第二小学校

適正な学校規模の確保	教育内容 (小中一貫教育の推進)	安全性 (通学条件)	学校運営 (地域との協働・連携)	効率性 (既存学校敷地等の活用)	教育環境 (学校周辺の公共施設 (図書館、プール等)の活用)	計
◎(30点)	◎(15点)	×(0点)	○(10点)	◎(15点)	◎(15点)	85点

生駒南中学校

適正な学校規模の確保	教育内容 (小中一貫教育の推進)	安全性 (通学条件)	学校運営 (地域との協働・連携)	計
△(5点)	◎(15点)	×(0点)	○(10点)	30点

配置案⑥

生駒南・生駒南第二小学校

適正な学校規模の確保	教育内容 (小中一貫教育の推進)	安全性 (通学条件)	学校運営 (地域との協働・連携)	効率性 (既存学校敷地等の活用)	教育環境 (学校周辺の公共施設 (図書館、プール等)の活用)	計
◎(30点)	◎(15点)	×(0点)	○(10点)	◎(15点)	◎(15点)	85点

生駒南中学校

適正な学校規模の確保	教育内容 (小中一貫教育の推進)	安全性 (通学条件)	学校運営 (地域との協働・連携)	効率性 (既存学校敷地等の活用)	教育環境 (学校周辺の公共施設 (図書館、プール等)の活用)	計
△(5点)	◎(15点)	×(0点)	○(10点)	◎(15点)	◎(15点)	60点